

第5期 昭島市障害福祉計画 目次（案）

協議会 (予定)	目次構成
第1回	第1章 計画策定の背景・概要
	第1節 計画策定の趣旨と背景
	第2節 計画の性格・位置づけ
	第3節 計画の期間
	第2章 障害のある人を取り巻く状況
	第1節 障害のある人の状況
	第2節 通園・通学の状況
	第3節 就労の状況
	第4節 平成29年度末までに達成すべき成果目標の達成状況
	第5節 障害福祉サービス等の利用状況
第2回 第3回	第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要
	第1節 基礎調査
	第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査
	第3節 障害福祉団体アンケート調査
	第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果
	第4章 計画の基本的な考え方
	第1節 基本理念
	第2節 基本的視点
第4回	第3節 重点的な取組項目
	第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス
	第5章 具体的な取組の推進
	第1節 自立支援サービスの充実
	第2節 保健医療の充実
	第3節 社会的自立への支援
第4節 自立に向けた基盤の整備	
第4回	第6章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等
	第1節 平成32年度末までに達成すべき成果目標
	第2節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）
	第7章 計画の推進に向けて
	1 計画の推進体制
	2 計画の進行管理・評価
3 国・東京都・周辺自治体との連携	
4 障害者自立支援推進協議会等との連携	

第1章 計画策定の背景・概要

第1節 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

- ◇昭島市ではこれまで、障害のある人への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン(平成12年度)」を引き継ぐ計画として、生活支援に重点を置いた「昭島市障がい福祉計画(平成18～20年度)」を策定し、その後3期にわたる見直しを行い、計画的な障害者施策の展開を図ってきました。
- ◇今回の「第5期昭島市障害福祉計画(平成30年度～32年度)」は、障害のある人の生活状況や意向などのニーズを受け止め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の事実を目指して策定するものです。

2 計画策定の背景

- ◇わが国では、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指すノーマライゼーション*の実現に向け、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- ◇障害福祉制度については、平成15年度からの支援費制度*の導入、平成18年度からの障害者自立支援法の施行、平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの提供体制が整備されました。
- ◇障害者権利条約の批准(平成26年1月)を契機として、一層、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指しています。
- ◇平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、同年6月には、障害者総合支援法が改正され、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の充実を図るとともに、児童福祉法も併せて改正され、障害のある児童を支援するためのニーズの多様化に、きめ細かく対応するための支援の充実を図るなど、「第4期昭島市障害福祉計画」の策定を行った平成27年4月以降、障害福祉制度に関するさまざまな法律の制定や改正が行われています。

【主な制度改正】

○障害者権利条約の批准(平成26年1月批准)

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている条約(障害者の権利に関する条約)で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力が発生しました。なお、条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法

の改正など障害のある人の意見を踏まえた国内法令の整備やインクルーシブ教育システム構築に向けた環境の整備など、さまざまな準備を進めてきました。

○難病法の制定・施行（平成26年5月制定・平成27年1月施行）

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を図る、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

○精神保健福祉法の改正（平成25年6月改正・平成26年4月、平成28年4月施行）

精神障害者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、国において精神障害者の医療に関する指針の策定、精神障害者の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図る、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

○障害者差別解消法の制定・施行（平成25年6月制定・平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定・施行されました。

○障害者雇用促進法の改正（平成25年6月改正・平成25年6月、平成28年4月、平成30年4月施行）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たった支障を改善するための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

○障害者総合支援法の改正（平成28年6月改正・平成30年4月施行）

障害者総合支援法施行3年後の見直しを踏まえ、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢な障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとなどを目的として、「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」が改正されました。

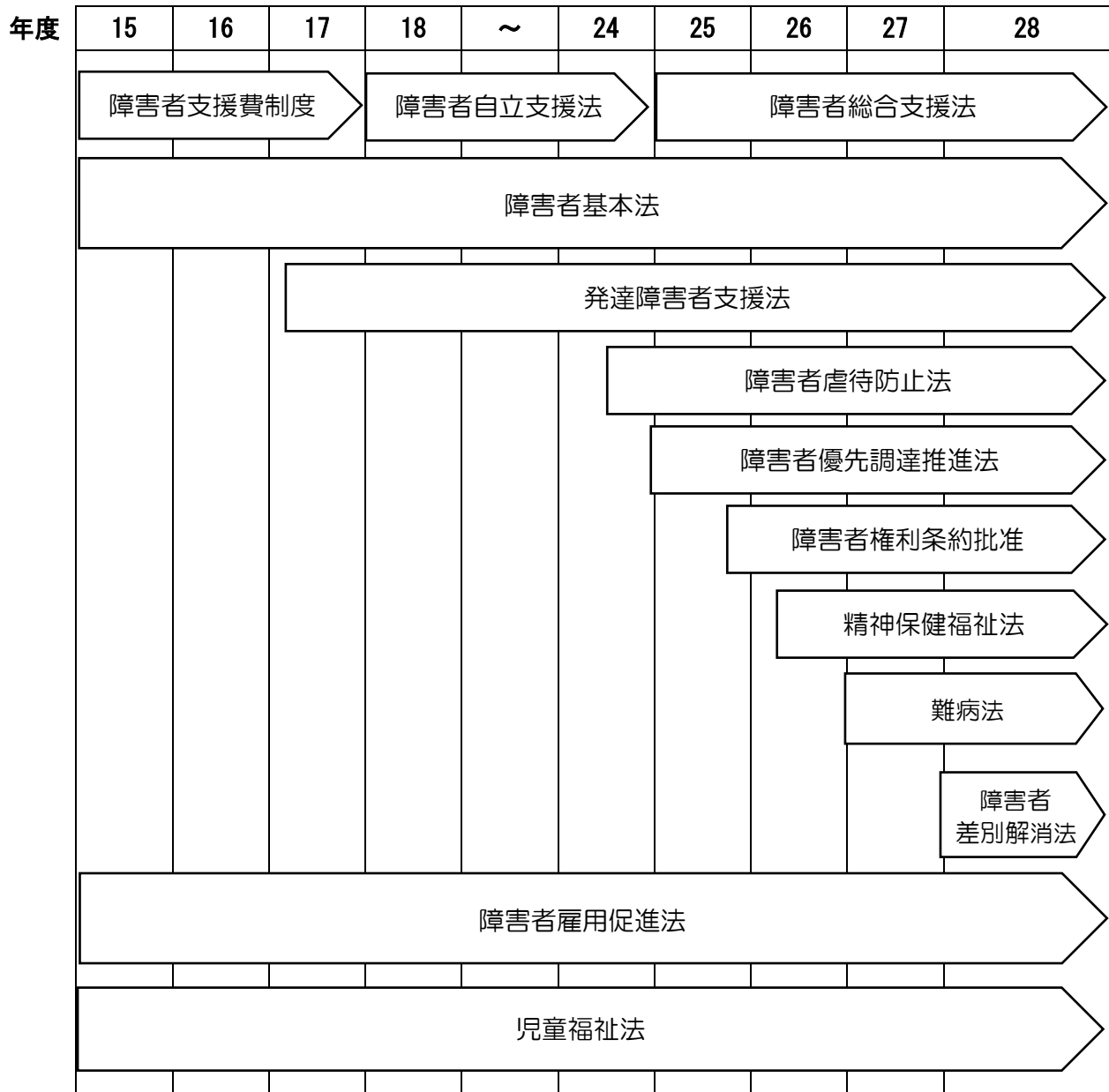
○児童福祉法の改正（平成28年6月改正・平成28年6月、平成30年4月施行）

障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅訪問により児童発達支援を提供できるサービスの創設、医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援や障害の有る児童のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）などを目的として、「児童福祉法」が改正されました。

○発達障害者支援法の改正（平成28年6月改正・平成28年8月施行）

個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害の早期発見と発達支援を行い、切れ目のない支援を行うとともに、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられること無く、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現することを目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

【障害者福祉制度の動き】



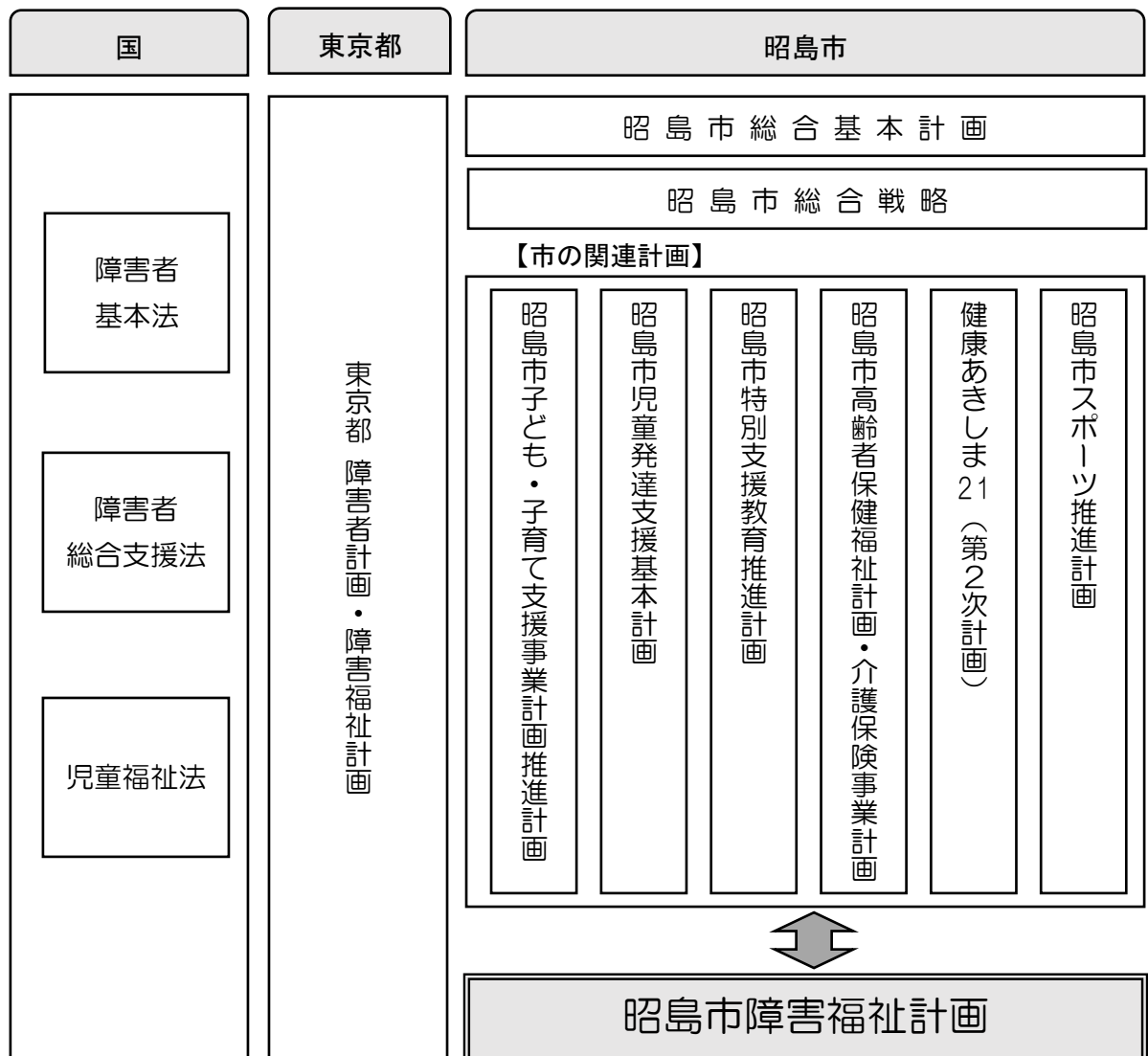
第2節 計画の性格・位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

障害者計画	障害者施策全般に関する基本的な事項
障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

◇本計画は「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の関連計画との調和を図り策定するものです。

【計画の性格・位置づけ】



※平成30年度に策定を予定している「昭島市地域福祉計画」の表記は今後、検討

第3節 計画の期間

- ◇本計画の期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。
- ◇障害福祉計画に盛り込んだ事項（成果目標や活動指標）については、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として調査や分析を行い、必要があると認められるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直しなどの必要な措置を講ずることができるものとします。

【障害福祉計画の対象期間】

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第2期障害福祉計画											
			第3期障害福祉計画								
						第4期障害福祉計画					
									第5期障害福祉計画		

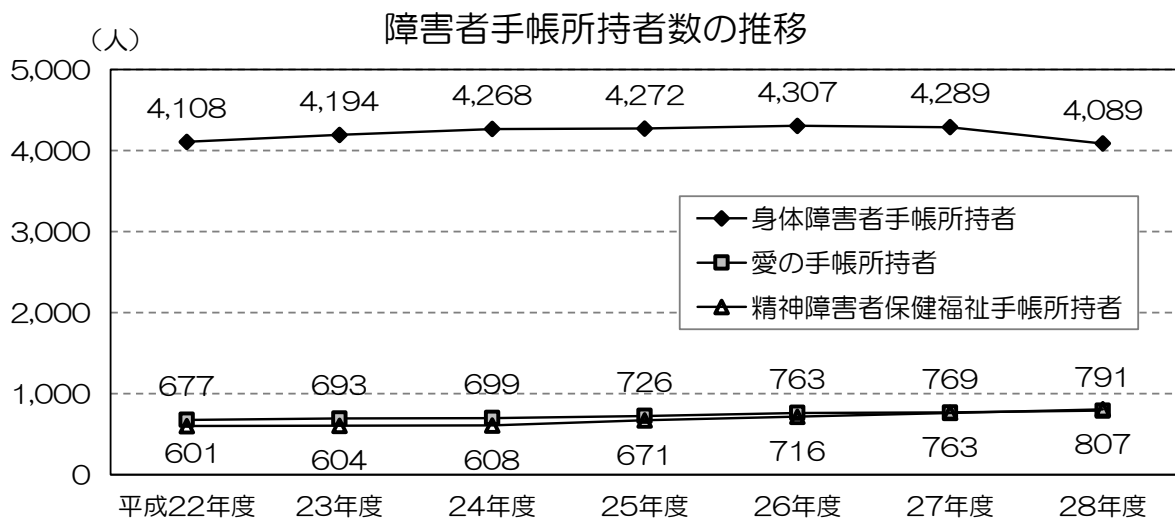
第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1節 障害のある人の状況

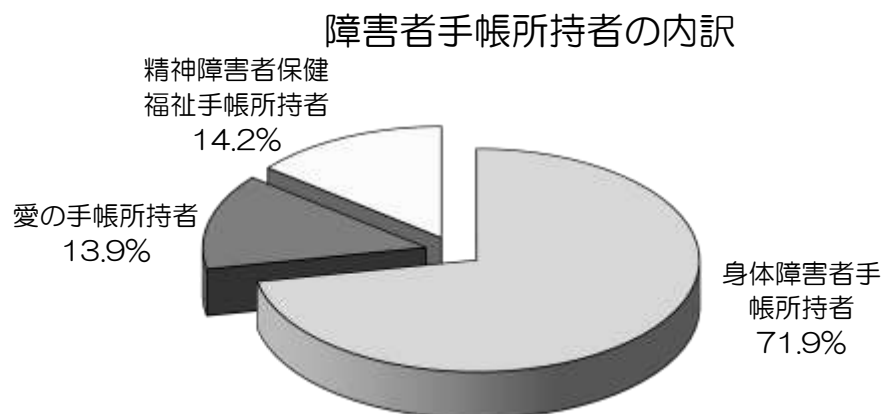
1 障害者手帳所持者

◇障害者手帳所持者数は、平成29年3月現在5,687人で、そのうち身体障害者手帳※所持者が4,089人と全体の7割以上を占め、愛の手帳※（知的障害者（児）を対象）所持者が791人、精神障害者保健福祉手帳※所持者が807人となっています。

◇平成22年度から28年度にかけて、障害者手帳所持者数の推移をみると、愛の手帳では1.17倍、精神障害者保健福祉手帳では1.34倍伸びています。身体障害者手帳では26年度をピークに減少となっています。



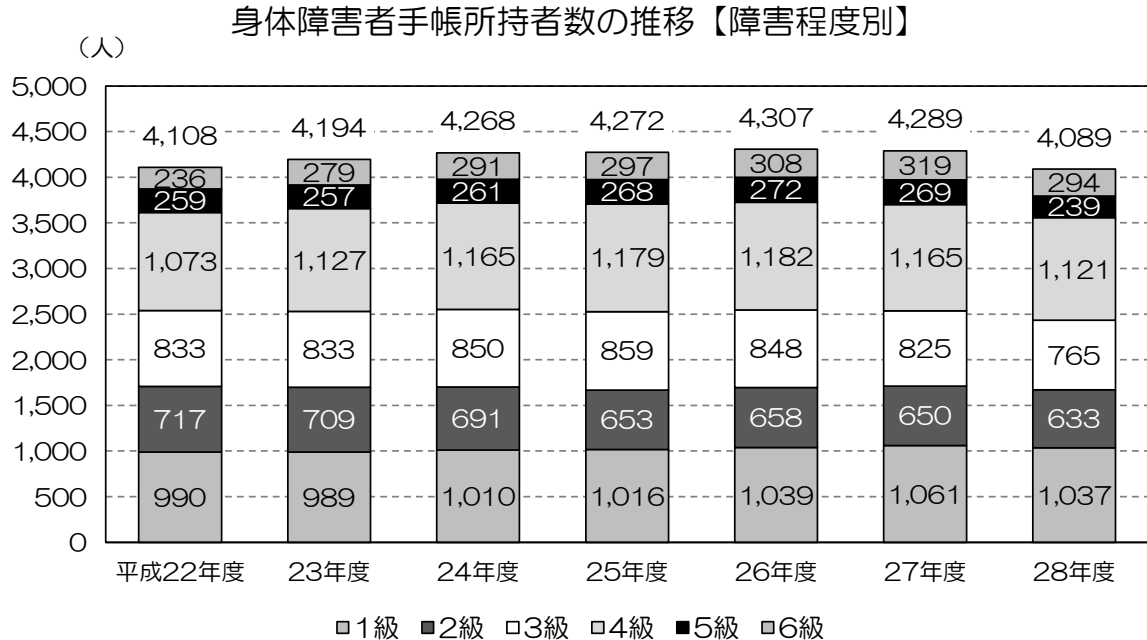
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



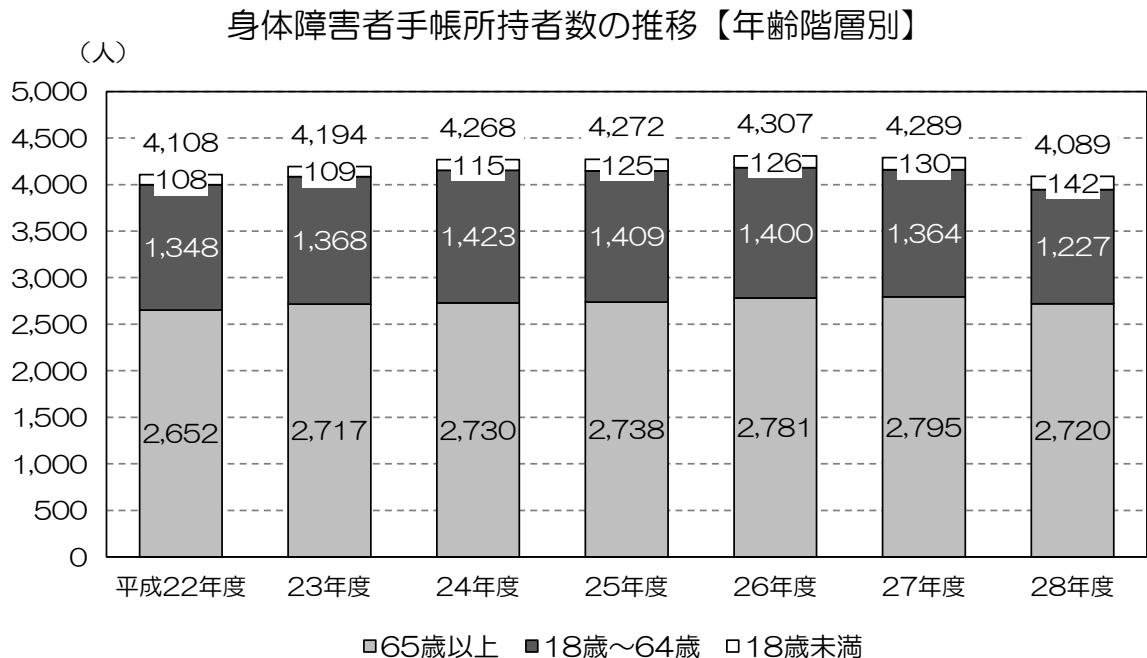
資料：障害福祉課（平成29年3月31日現在）

2 身体障害者手帳所持者

◇身体障害者手帳所持者の状況を障害程度別で見ると、いずれの年度も4級の人が最も多く、1級と4級でそれぞれ約4割となっています。また、年齢階層別では65歳以上の人が約7割を占めています。



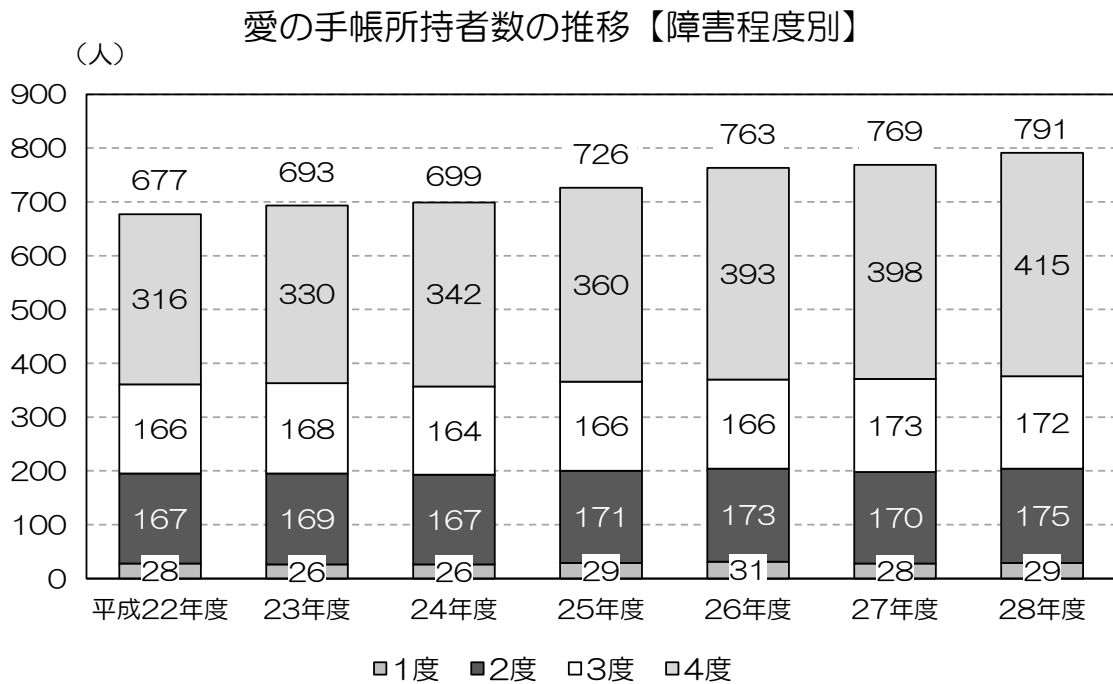
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



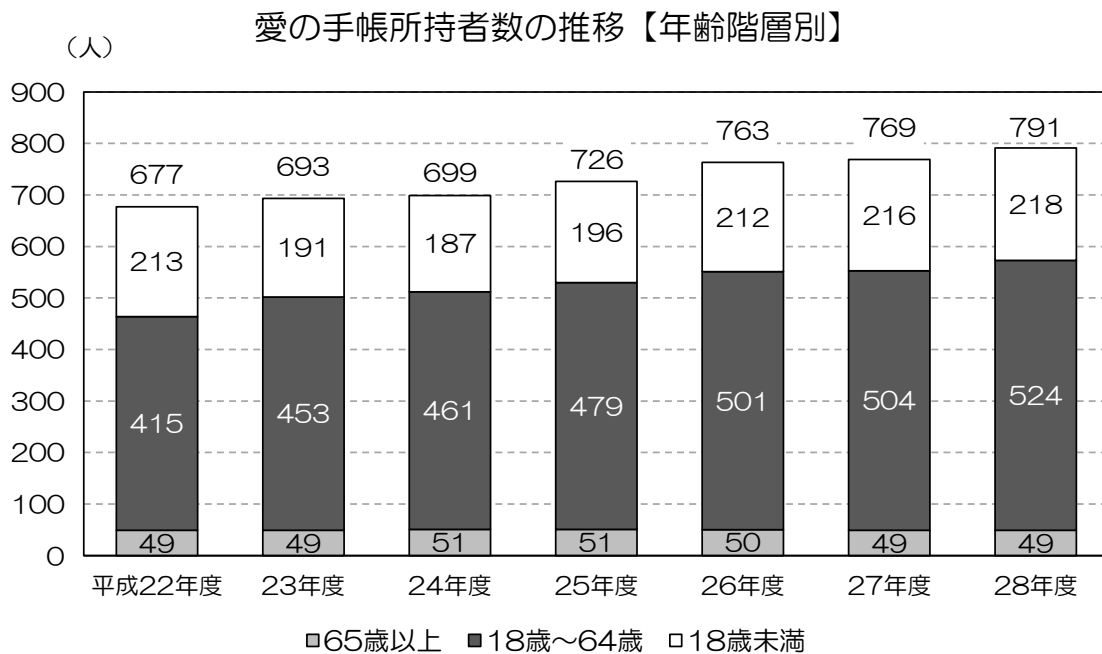
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

3 愛の手帳所持者

◇愛の手帳所持者の状況を障害程度別で見ると、4度の人が約半数を占めて最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の人約7割を占めています。



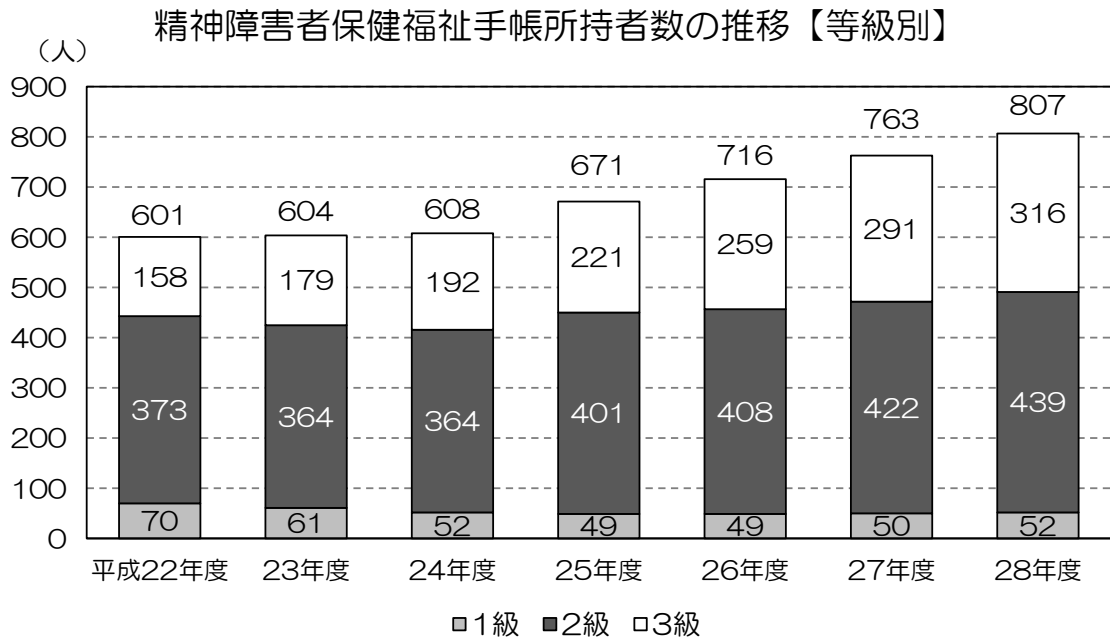
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



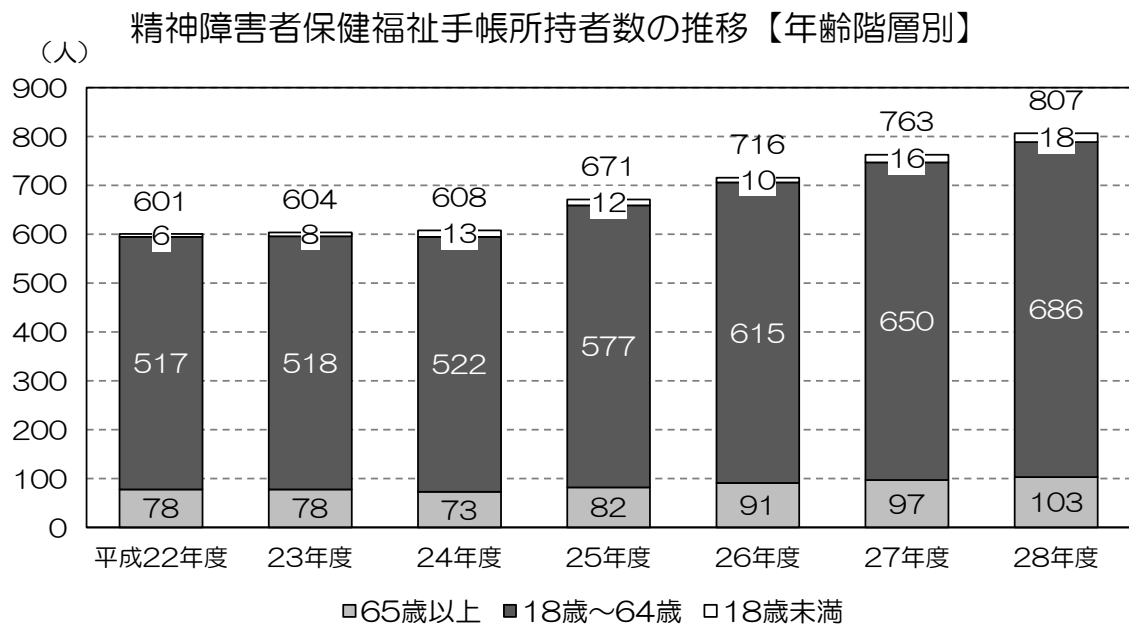
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

◇精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を等級別で見ると、2級の人が約半数を占めて最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の人が約9割を占めています。



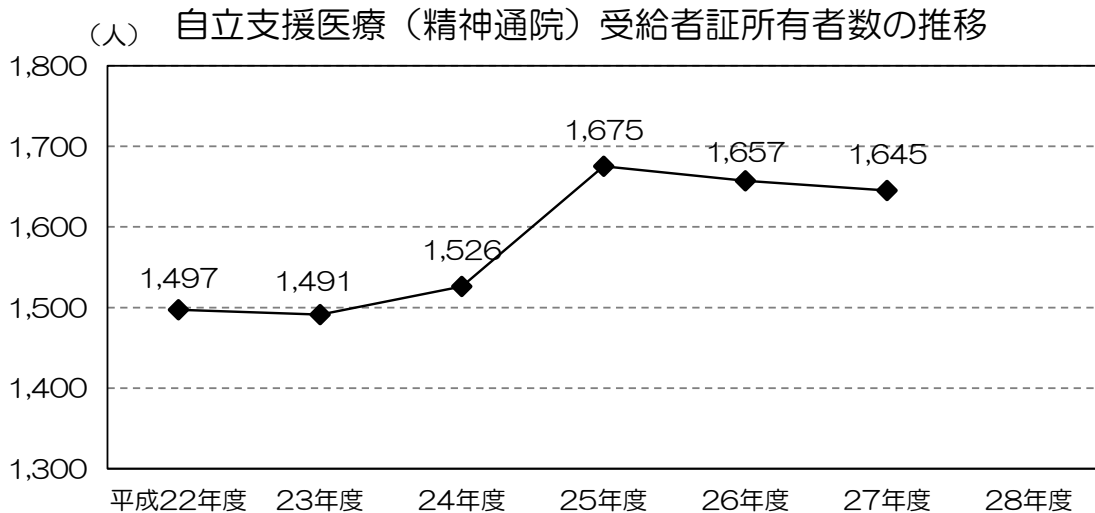
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

5 自立支援医療（精神通院）受給者証所有者

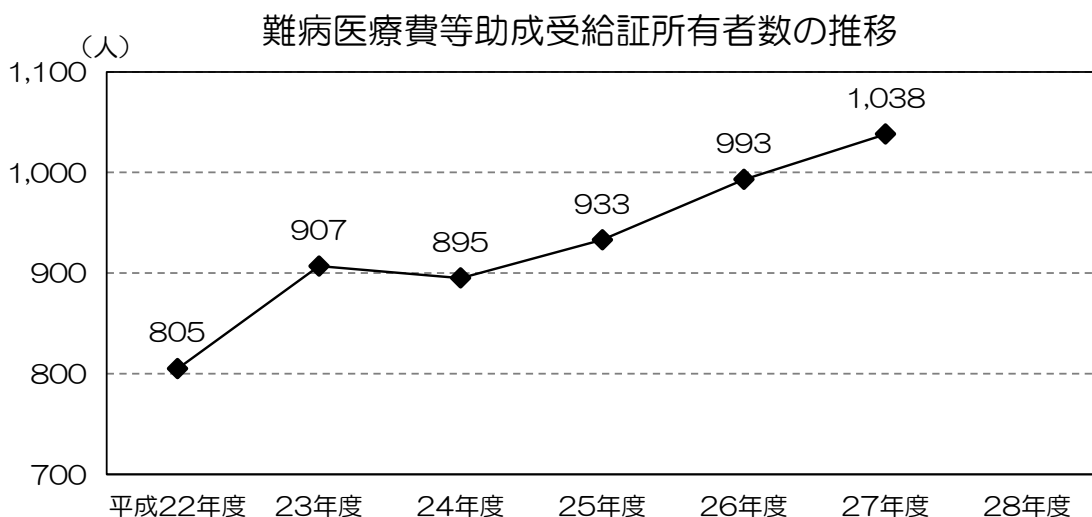
◇自立支援医療（精神通院）受給者証所有者数の状況をみると、平成25年度に1,675件まで増加し、その後、1,600件台で推移しています。



資料：多摩立川保健所（各年度3月31日現在）

6 難病医療費等助成受給証所有者

◇難病医療費等助成受給証所有者数の状況は、平成22年度から27年度にかけて、1.28倍の伸びとなっています。

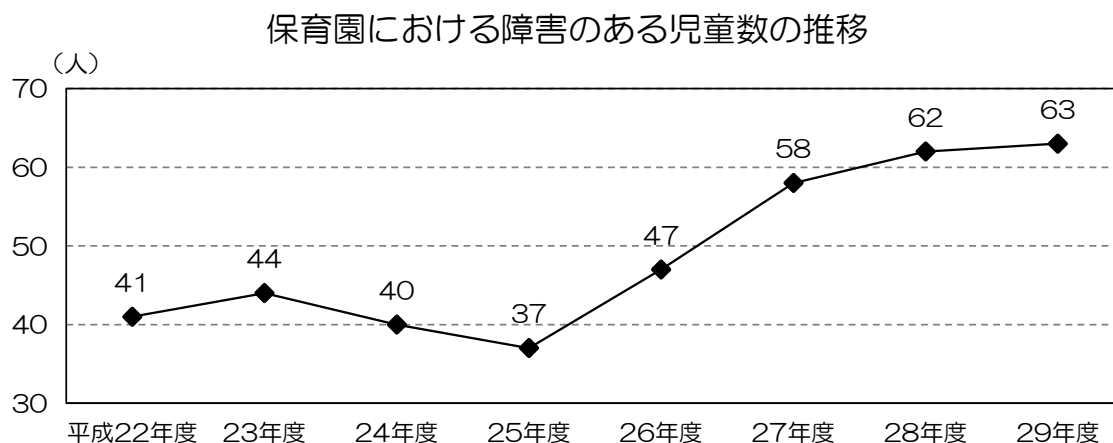


資料：多摩立川保健所（各年度3月31日現在）

第2節 通園・通学の状況

1 保育園

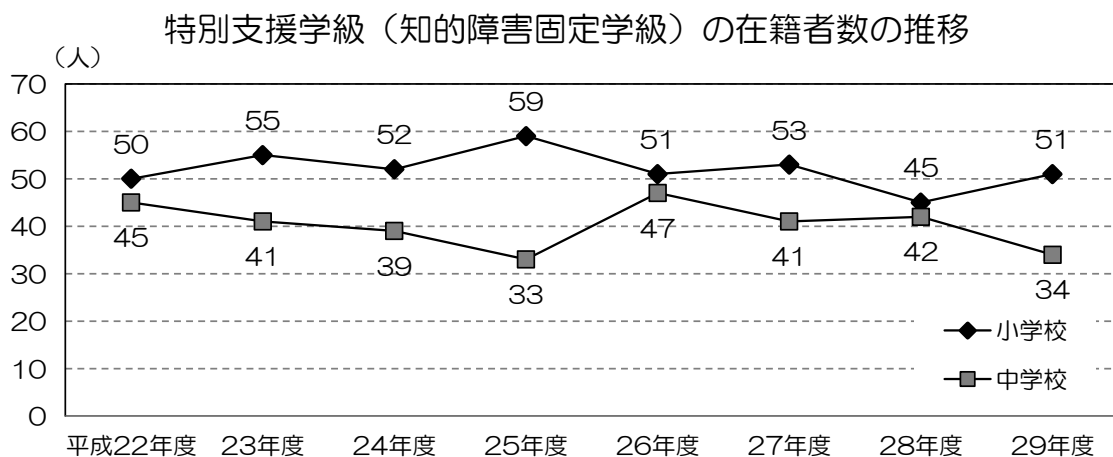
◇平成29年5月1日現在で障害のある児童を受け入れている保育園は21園で、園児数は63人となっています。



資料：子ども子育て推進課（各年5月1日現在）

2 特別支援学級（知的障害固定学級）

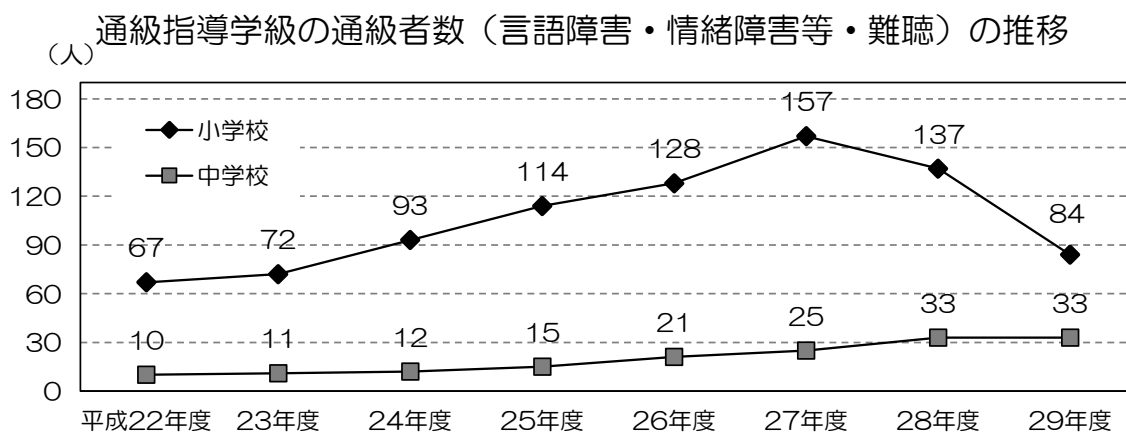
◇平成29年5月1日現在の特別支援学級数は小学校が8クラス、中学校が5クラスで、在籍者数は小学校が51人、中学校が34人となっています。



資料：指導課（各年5月1日現在）

3 特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）

◇通級指導学級※に在学する言語障害、情緒障害等、難聴などの児童・生徒の数は、平成29年5月1日現在、小学校が84人、中学校が33人となっています。

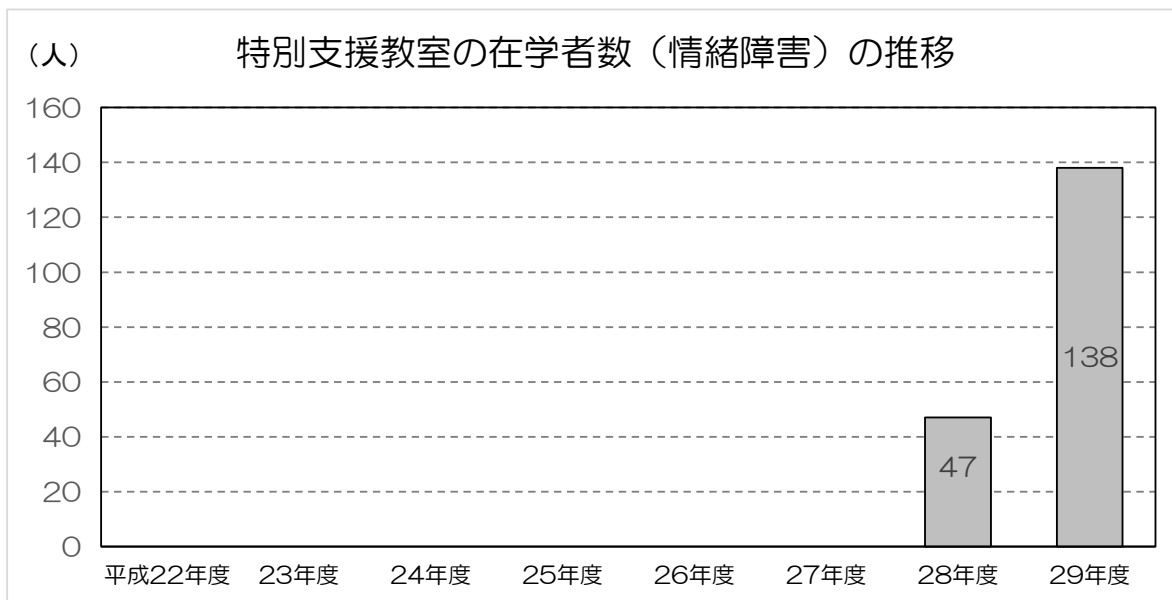


※小学校情緒障害特別支援学級は平成28年度より特別支援教室に順次移行している。

資料：指導課（各年5月1日現在）

4 特別支援教室

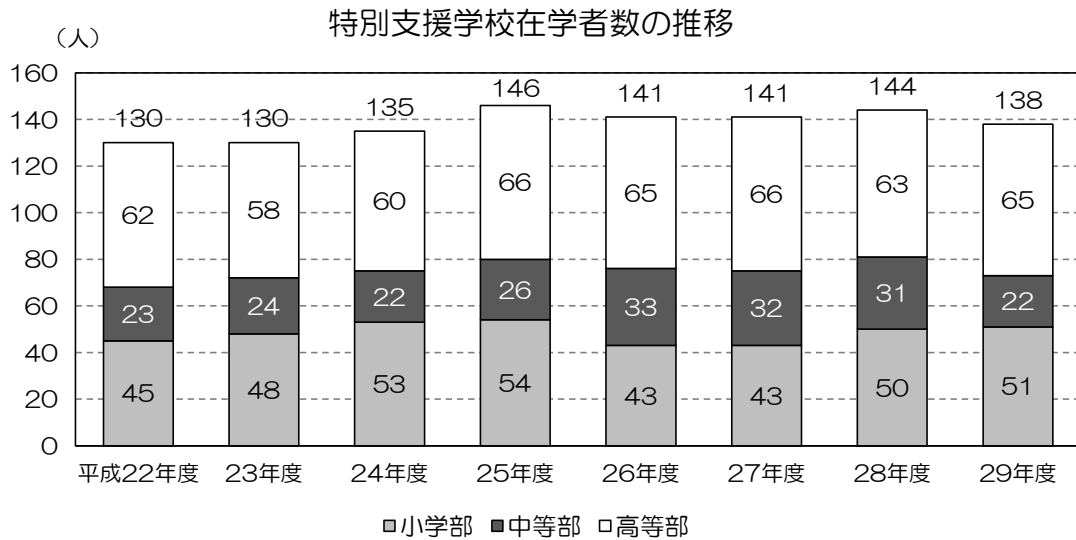
◇小学校の特別支援教室に在学する情緒障害の児童の数は、平成29年5月1日現在、138人となっています。



資料：指導課（各年5月1日現在）

5 特別支援学校*

◇平成29年5月1日現在の特別支援学校在学者数は、小学部51人、中等部22人、高等部65人の合計138人となっています。

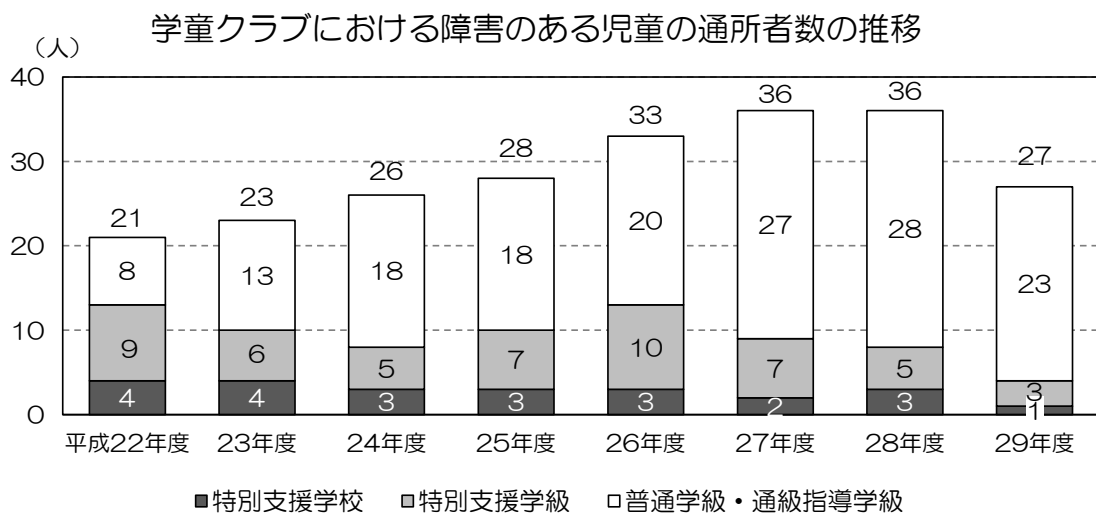


対象：あきる野学園・村山特別支援学校・立川ろう学校・八王子盲学校・青峰学園・永福学園・南大沢学園

資料：障害福祉課（各年5月1日現在）

6 学童クラブ

◇特別支援学級、特別支援学校、普通学級・通級指導学級から学童クラブに通所する児童の状況は、平成29年5月1日現在、特別支援学校1人、特別支援学級3人、普通学級・通級指導学級23人となっています。



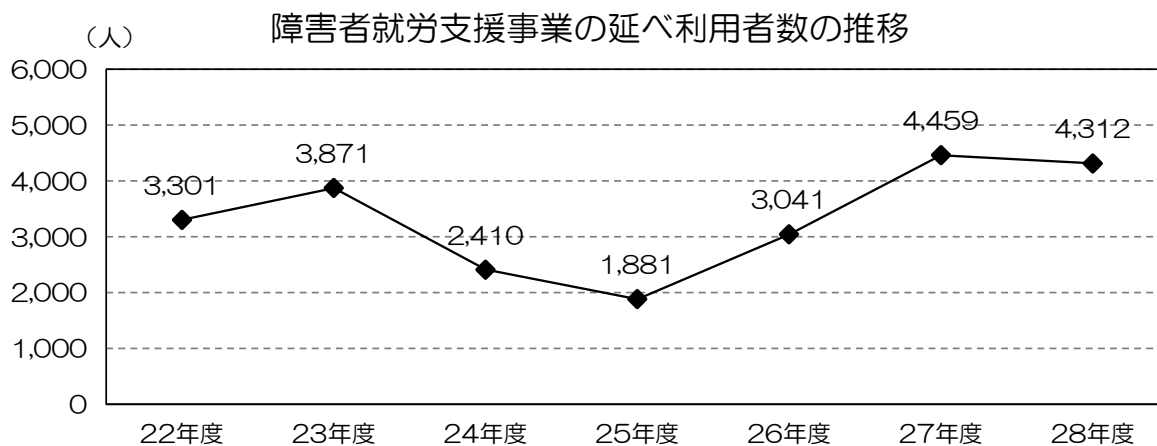
資料：子ども育成課（各年5月1日現在）

第3節 就労の状況

1 就労支援

◇市では、障害のある人の一般就労の機会を広げ、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供するため、障害者就労支援センターを設置し、事業を実施しています。

◇障害者就労支援事業で実施している相談などの延べ利用者数は、平成26年度以降増加傾向にあり、28年度では4,312人となっています。

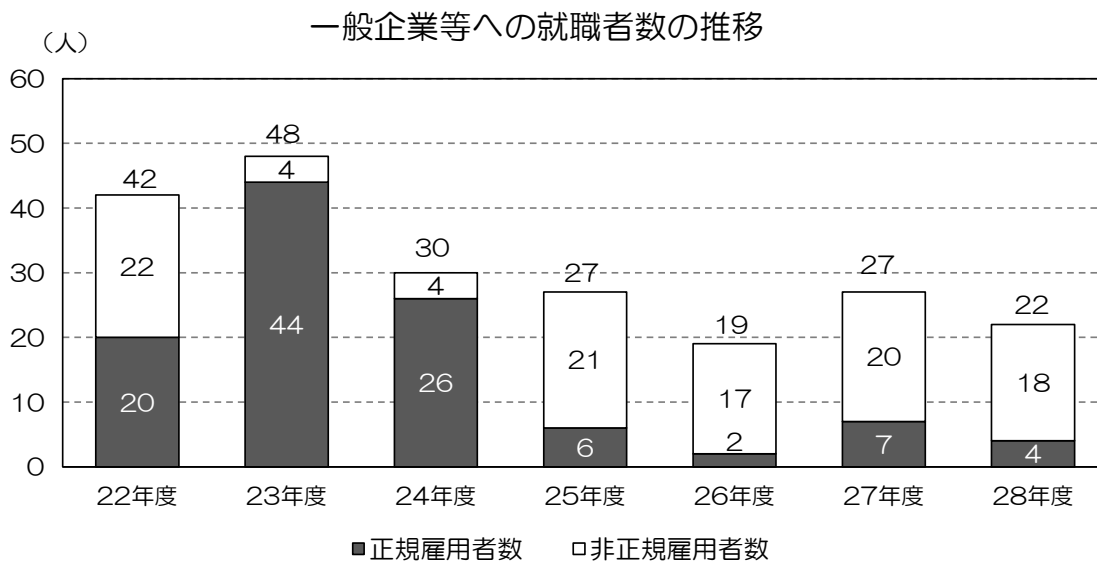


資料：障害福祉課

2 一般企業等への就職状況

◇一般企業等への就職者の状況は、平成23年度をピークに、27年度を除き減少傾向となっています。

◇就職者の雇用区分については、平成23年度から24年度までは、正規雇用者が多数を占めていましたが、平成25年度以降は非正規雇用者が多くなっています。



資料：障害福祉課

3 就労状況

◇平成22年度から28年度にかけての昭島市内の民間企業における障害者雇用の実雇用率は、法定雇用率は下回っていますが、約0.3%増加となっています。

◆障害者雇用の推移（民間企業）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
対象企業数	52	59	57	69	62	61	62
算定基礎労働者数	15,128	17,365	17,413	18,457	1,729	16,978	16,987
雇用障害者数	218	266	283	273	294	294	297
実雇用率	1.44%	1.53%	1.62%	1.48%	1.70%	1.73%	1.75%
達成企業数	16	24	27	22	22	25	25
法定雇用率	1.8%	1.8%	1.8%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%

資料：東京労働局

◆障害者雇用の推移（昭島市）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職員数	738	730	715	719	707	697	686
雇用障害者数	16	16	19	19	17	17	16
実雇用率	2.17%	2.19%	2.66%	2.64%	2.40%	2.44%	2.33%

資料：職員課（各年6月1日現在）

〈参考：法定雇用率〉

- ・平成25年4月1日から民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」などに基づき、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられました（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものととして算定されます）。
- ・平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されたことにより、平成30年4月から精神障害者の雇用が、法定雇用率の算定基礎に加えられることとなりました。これを踏まえて、平成30年4月から法定雇用率が改正されるとともに、平成34年末までに更に0.1%づつを引き上げることとなっています。

事業主区分	法定雇用率	
	平成25年4月～	平成30年4月～
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

第4節 平成29年度末までに達成すべき成果目標の達成状況

◇第4期障害福祉計画で設定した成果目標の達成状況は次のとおりです。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

区 分	基準値	目標値	27年度末実績	28年度末実績
地域生活移行者数	71人	9人	0人	1人
削減見込数 (施設入所者数)	71人	0人 (71人)	▲2人 (69人)	1人 (72人)

2 地域生活支援拠点等の整備

目標値	活動内容
1か所	国有地（立川基地跡地昭島地区の区画整理事業事業の処分地のうち約2,000㎡）を活用し、地域生活支援拠点等を整備することについて、庁内関係部署や財務省関東財務局と調整をすすめた。 障害者地域支援協議会において、学習会を開催するとともに、各専門部会の委員からなるプロジェクトチームにより、昭島市における課題や必要な機能について検討を開始した。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数

区 分	基準値	目標値	27年度末実績	28年度末実績
平成29年度における一般就労移行者数	10人	20人	3人	9人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

区 分	基準値	目標値	27年度末実績	28年度末実績
平成29年度における就労移行支援事業利用者数	16人	26人	18人	19人

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

区 分	目標値	27年度末実績	28年度末実績
就労移行支援事業所数	—	4箇所	4箇所
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	—	1箇所	3箇所
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	25.0%	75.0%

第5節 障害福祉サービス等の利用状況

◇第4期障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量に係る利用状況は次のとおりです。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
居宅介護	計画値	1,793時間	1,870時間	1,947時間
		163人	170人	177人
	実績値	1,672時間	1,767時間	—
		154人	160人	—
重度訪問介護	計画値	4,056時間	4,394時間	4,732時間
		24人	26人	28人
	実績値	3,607時間	3,406時間	—
		20人	21人	—
同行援護	計画値	1,012時間	1,122時間	1,254時間
		46人	51人	57人
	実績値	904時間	937時間	—
		39人	39人	—
行動援護	計画値	336時間	350時間	364時間
		24人	25人	26人
	実績値	342時間	307時間	—
		23人	22人	—
重度障害者等包括支援	計画値	600時間	600時間	600時間
		1人	1人	1人
	実績値	0時間	0時間	—
		0人	0人	—
合 計	計画値	7,797時間	8,336時間	8,897時間
		258人	273人	289人
	実績値	6,525時間	6,417時間	—
		236人	242人	—

(2) 日中活動系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
生活介護	計画値	3,097人日	3,249人日	3,401人日
		163人	171人	179人
	実績値	3,002人日	3,100人日	—
		154人	162人	—
自立訓練（機能訓練）	計画値	20人日	20人日	20人日
		1人	1人	1人
	実績値	3人日	4人日	—
		0人	0人	—
自立訓練（生活訓練）	計画値	140人日	160人日	180人日
		14人	16人	18人
	実績値	169人日	131人日	—
		12人	11人	—
就労移行支援	計画値	300人日	345人日	390人日
		20人	23人	26人
	実績値	282人日	266人日	—
		18人	19人	—
就労継続支援（A型）	計画値	304人日	342人日	380人日
		16人	18人	20人
	実績値	422人日	400人日	—
		21人	19人	—
就労継続支援（B型）	計画値	3,660人日	3,810人日	3,960人日
		244人	254人	264人
	実績値	3,590人日	3,653人日	—
		242人	249人	—
療養介護	計画値	570人日	600人日	630人日
		19人	20人	21人
	実績値	516人日	538人日	—
		17人	18人	—
短期入所	計画値	215人日	245人日	280人日
		43人	49人	56人
	実績値	215人日	227人日	—
		46人	51人	—

(3) 居住系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
共同生活援助（GH）	計画値	82人	94人	108人
	実績値	78人	84人	—
施設入所支援	計画値	72人	72人	71人
	実績値	69人	72人	—

(4) 相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
計画相談支援	計画値	150人	165人	180人
	実績値	83人	105人	—
地域移行支援	計画値	3人	3人	3人
	実績値	0人	0人	—
地域定着支援	計画値	3人	3人	3人
	実績値	1人	0人	—

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
児童発達支援	計画値	189人日	203人日	224人日
		27人	29人	32人
	実績値	173人日	213人日	—
		26人	31人	—
放課後等デイサービス	計画値	710人日	820人日	940人日
		71人	82人	94人
	実績値	963人日	1,412人日	—
		79人	104人	—
障害児相談支援	計画値	20人	22人	24人
	実績値	20人	28人	—

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業（年度当たり）

サービスの種類		区分	第4期計画期間			
			27年度	28年度	29年度	
相談支援事業	障害者相談支援事業	計画値	3か所	3か所	3か所	
		実績値	3か所	3か所	—	
	自立支援推進協議会	計画値	設置	設置	設置	
		実績値	設置	設置	—	
成年後見制度利用支援事業		計画値	2人	2人	2人	
		実績値	2人	2人	—	
コミュニケーション支援事業		計画値	200人	210人	220人	
		実績値	201人	327人	—	
移動支援事業		計画値	9,900時間	10,010時間	10,120時間	
		実績値	10,657時間	10,828時間	—	
		計画値	900人	910人	920人	
		実績値	955人	1,026人	—	
日常生活用具	介護訓練支援用具	計画値	6件	7件	8件	
		実績値	9件	3件	—	
	自立生活支援用具	計画値	23件	28件	33件	
		実績値	14件	16件	—	
	在宅療養等支援用具	計画値	8件	9件	10件	
		実績値	5件	19件	—	
	情報・意思疎通支援用具	計画値	21件	22件	23件	
		実績値	21件	27件	—	
	排せつ管理支援用具	計画値	2,100件	2,150件	2,200件	
		実績値	2,236件	2,346件	—	
	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	計画値	2件	2件	2件	
		実績値	6件	0件	—	
	計		計画値	2,160件	2,218件	2,276件
			実績値	2,291件	2,411件	—
地域活動支援センター（I型）		計画値	1か所	1か所	1か所	
			2,500人	2,500人	2,500人	
		実績値	1か所	1か所	—	
			2,216人	2,442人	—	

(2) その他事業（年度当たり）

サービスの種類		区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
巡回入浴サービス事業		計画値	11人	11人	11人
		実績値	10人	11人	－
		計画値	850回	850回	850回
		実績値	648回	762回	－
手話通訳者養成事業	上級	計画値	20人	20人	20人
	応用		10人	10人	10人
	上級	実績値	17人	6人	－
	応用		9人	10人	－
自動車運転教習費助成事業		計画値	2人	2人	2人
		実績値	1人	2人	－
自動車改造費助成事業		計画値	2人	2人	2人
		実績値	1人	2人	－

第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要

第1節 基礎調査

1 調査目的

「第5期昭島市障害福祉計画」の策定にあたって、障害のある方の生活状況やニーズなどを把握し、今後の障害者施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しており、市内で在宅生活を送っている方2,000人（18歳以上の方については無作為抽出、18歳未満の方については全数）
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成28年11月8日～11月22日

3 調査内容（項目）

①回答者、ご本人について	5問
②障害の状況について	3問
③医療や介助の状況について	5問
④相談や福祉情報について	4問
⑤日中活動や仕事について	7問
⑥スポーツ・運動	3問
⑦保育・教育・療育について	4問
⑧住まいについて	4問
⑨外出について	2問
⑩福祉サービスの利用について	2問
⑪権利擁護・障害理解について	5問
⑫災害対策について	3問
⑬市の障害者施策について（自由意見含む）	2問
合 計	49問

4 回収結果

配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
2,000	1,041	52.1%

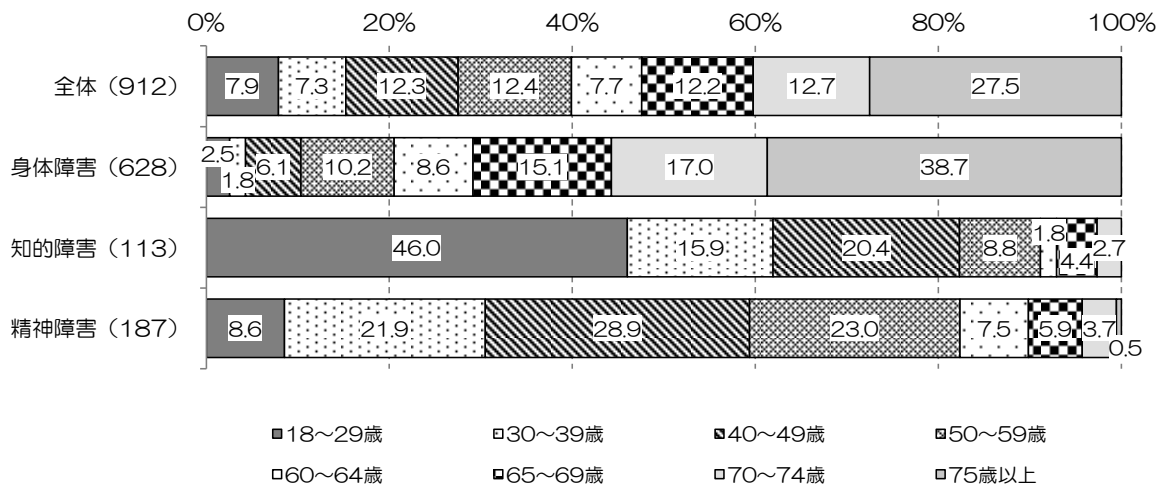
5 調査結果のまとめ

(1) 本人の状況

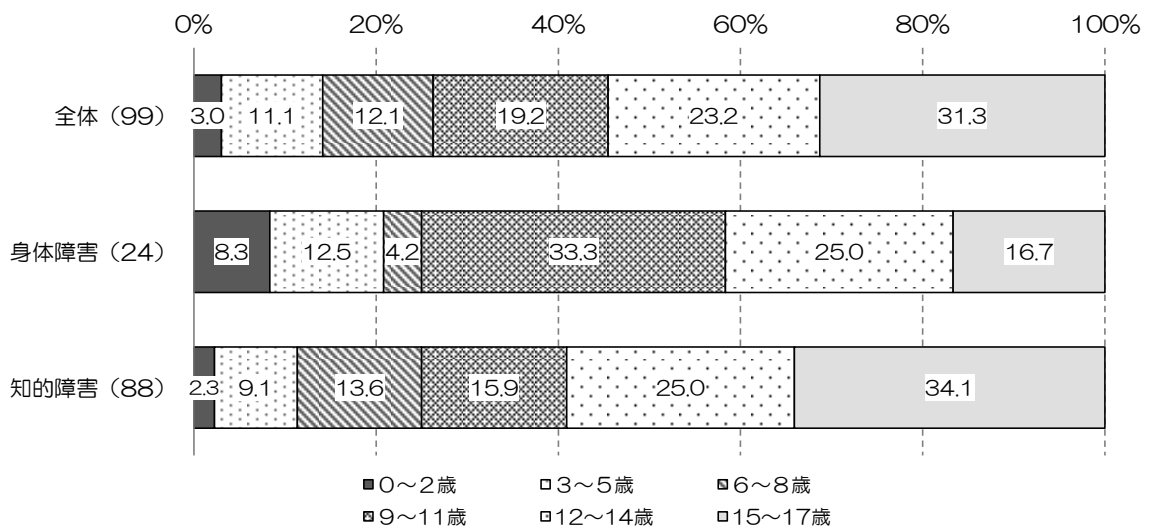
①年齢

- 身体障害の18歳以上では「75歳以上」(38.7%) が最も多く、70歳以上でみると半数以上を占めています。18歳未満では、「9～11歳」(33.3%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「18～29歳」(46.0%) が最も多く、18歳未満では、「15～17歳」(34.1%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「40～49歳」(28.9%) が最も多く、次いで「50～59歳」(23.0%)、「30～39歳」(21.9%) となっています。

(18歳以上)



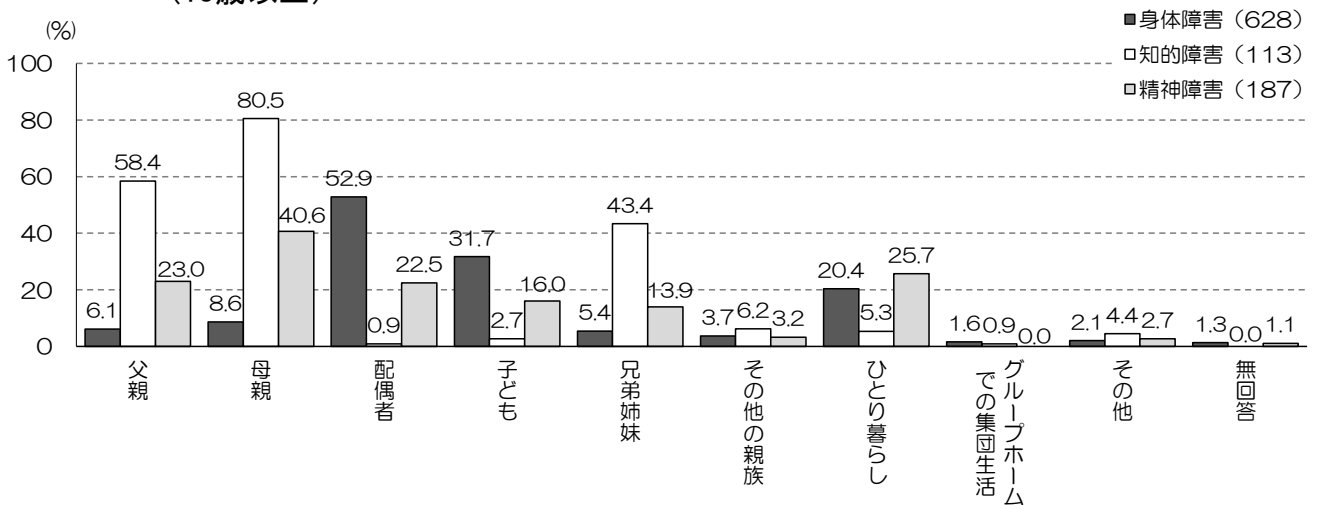
(18歳未満)



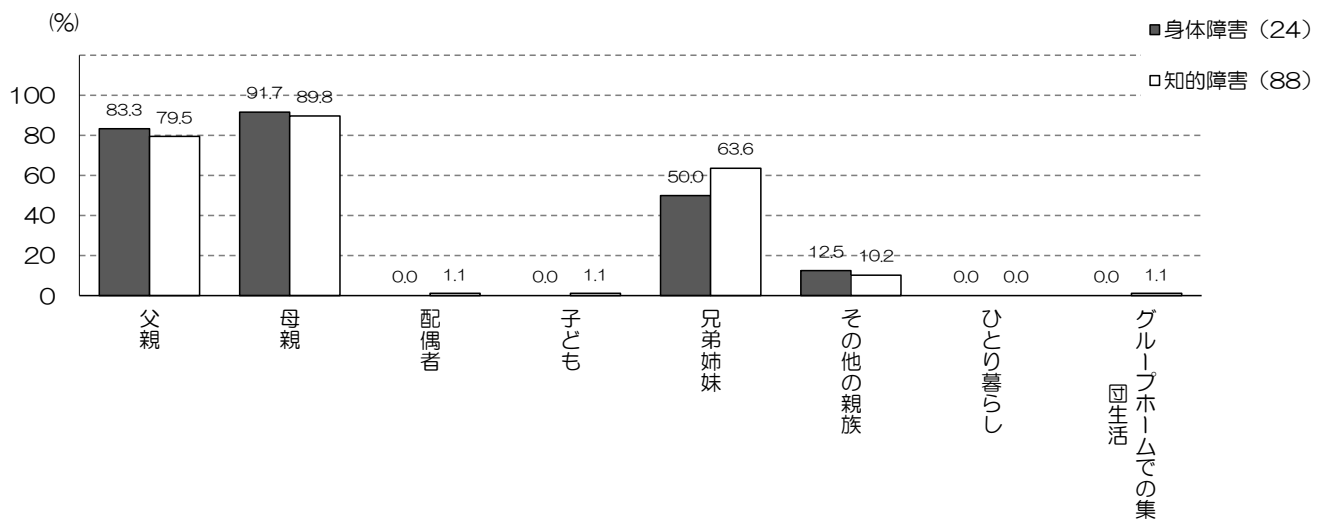
②世帯構成

- 身体障害の18歳以上では「配偶者」(52.9%)が最も多く、次いで「子ども」(31.7%)、「ひとり暮らし」(20.4%)となっています。18歳未満では、「母親」(91.7%)が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「母親」(80.5%)が最も多く、次いで「父親」(58.4%)、「兄弟姉妹」(43.4%)と、家族の占める割合が多くなっています。18歳未満では、「母親」(89.8%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「母親」(40.6%)が最も多く、次いで「ひとり暮らし」(25.7%)、「父親」(23.0%)となっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

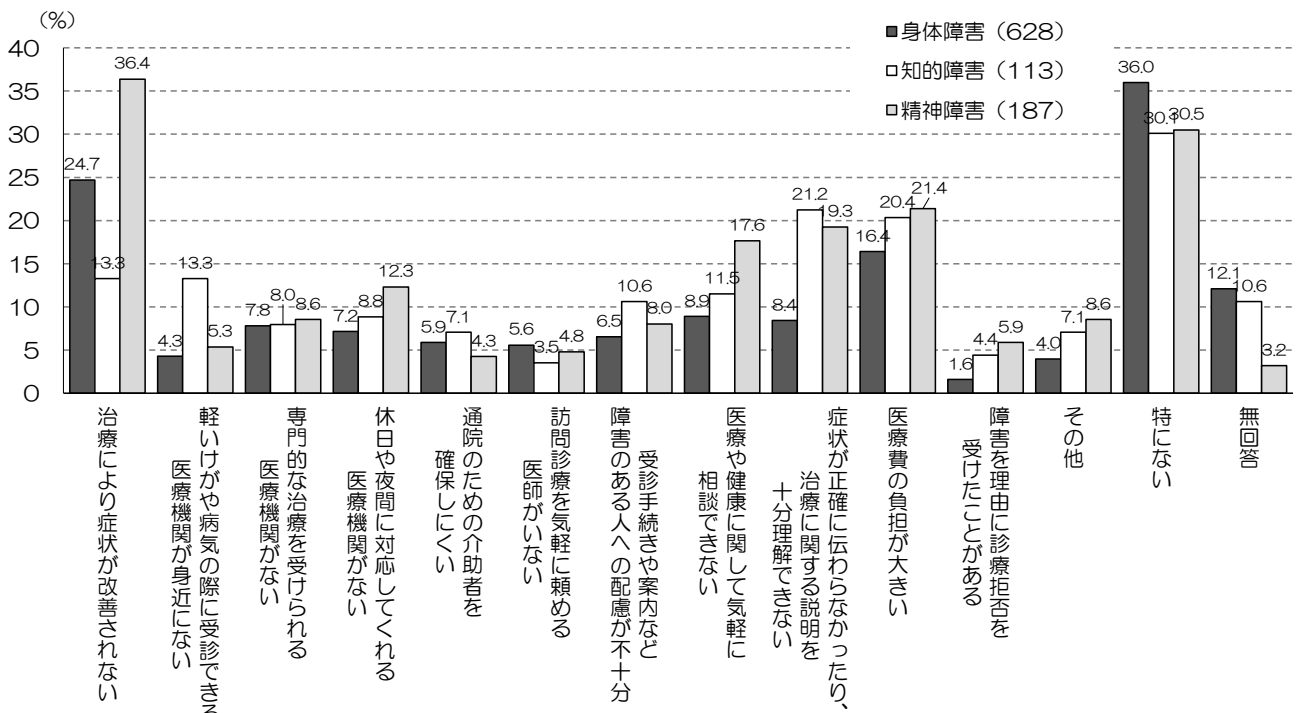


(2) 医療や介助の状況について

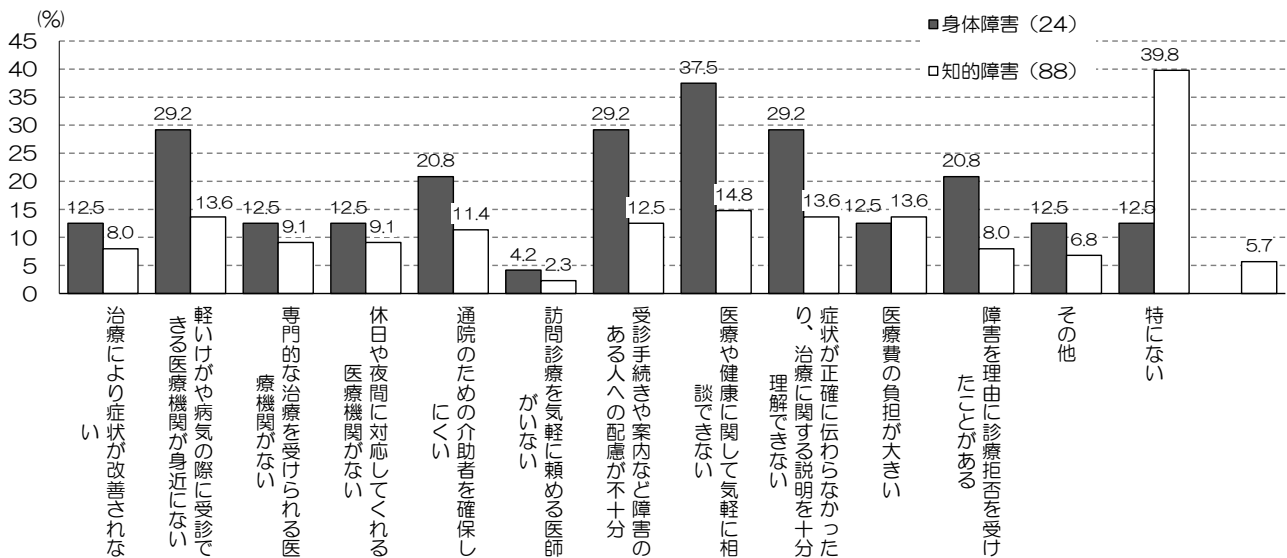
①医療を受ける際に困っていること

- ・身体障害の18歳以上では「特にない」(36.0%)が最も多くなっています。18歳未満では、「医療や健康に関して気軽に相談できない」(37.5%)が最も多くなっています。
- ・知的障害では全ての年齢層で「特にない」が最も多くなっています。
- ・精神障害の18歳以上では「治療により症状が改善されない」(36.4%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

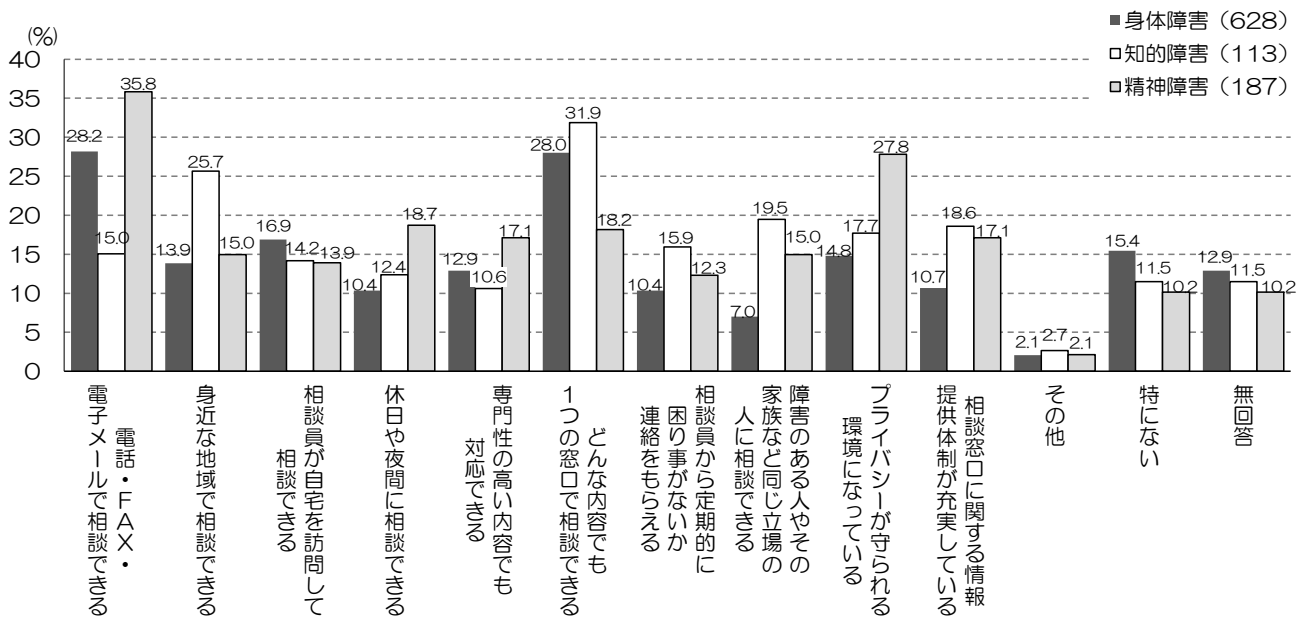


(3) 相談や福祉情報について

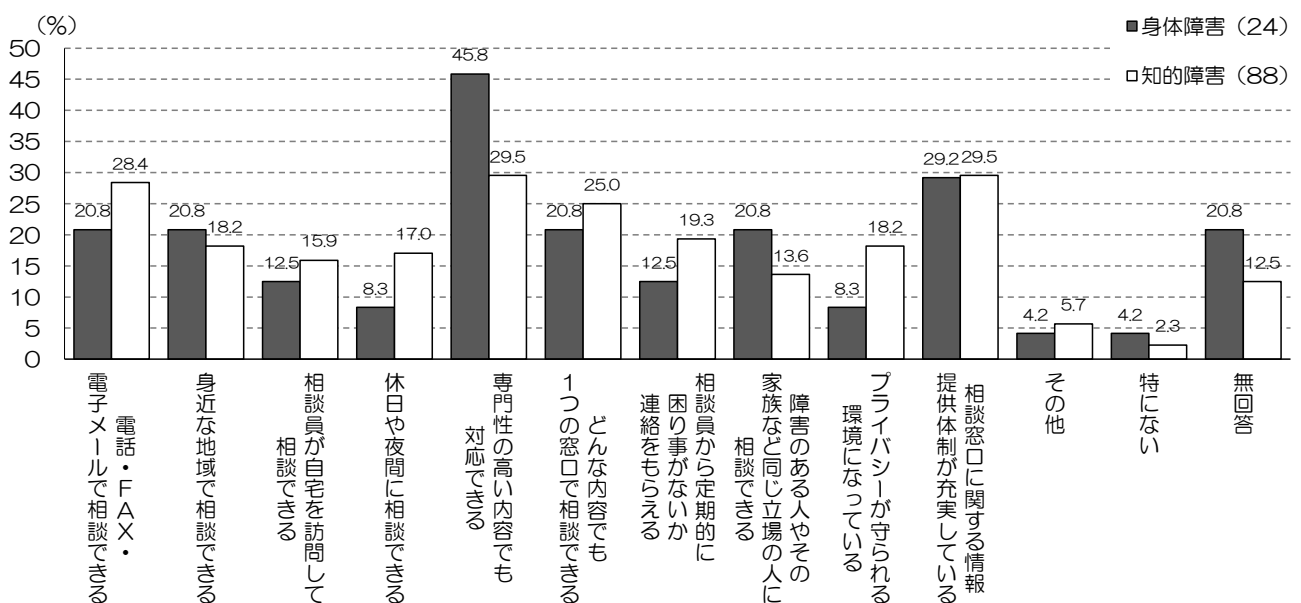
①市役所等の法的な相談窓口に望むこと

- ・身体障害、精神障害の18歳以上では「電話・FAX・電子メールで相談できる」が最も多くなっています。18歳未満の身体障害では「専門性の高い内容でも対応できる」(45.8%) が最も多くなっています。
- ・知的障害の18歳以上では「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」(31.9%) が最も多くなっています。18歳未満では「専門性の高い内容でも対応できる」「相談窓口に関する情報提供体制が充実している」(それぞれ29.5%) が最も多くなっています。

(18歳以上)



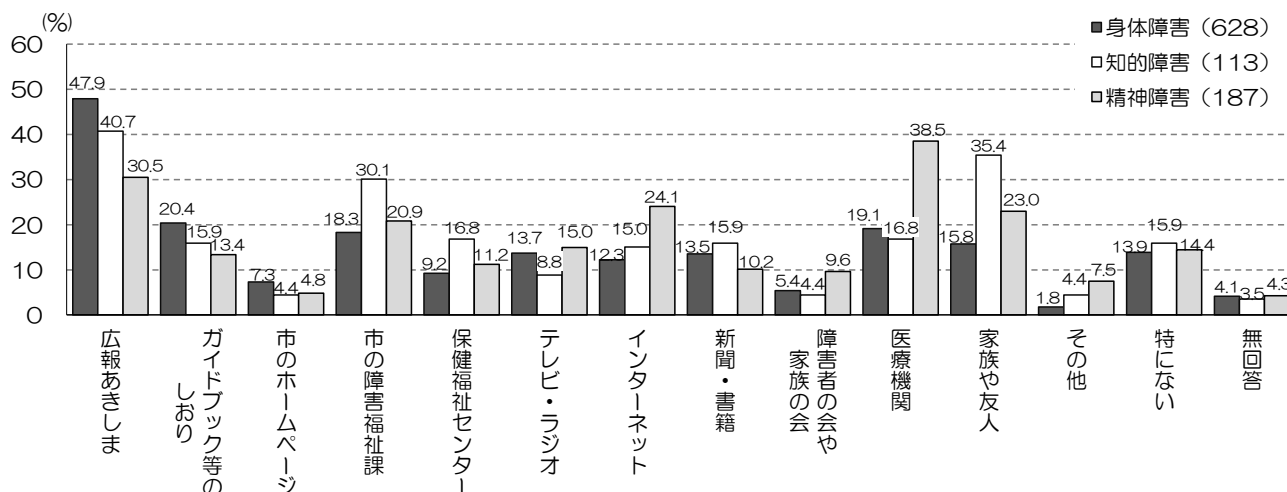
(18歳未満)



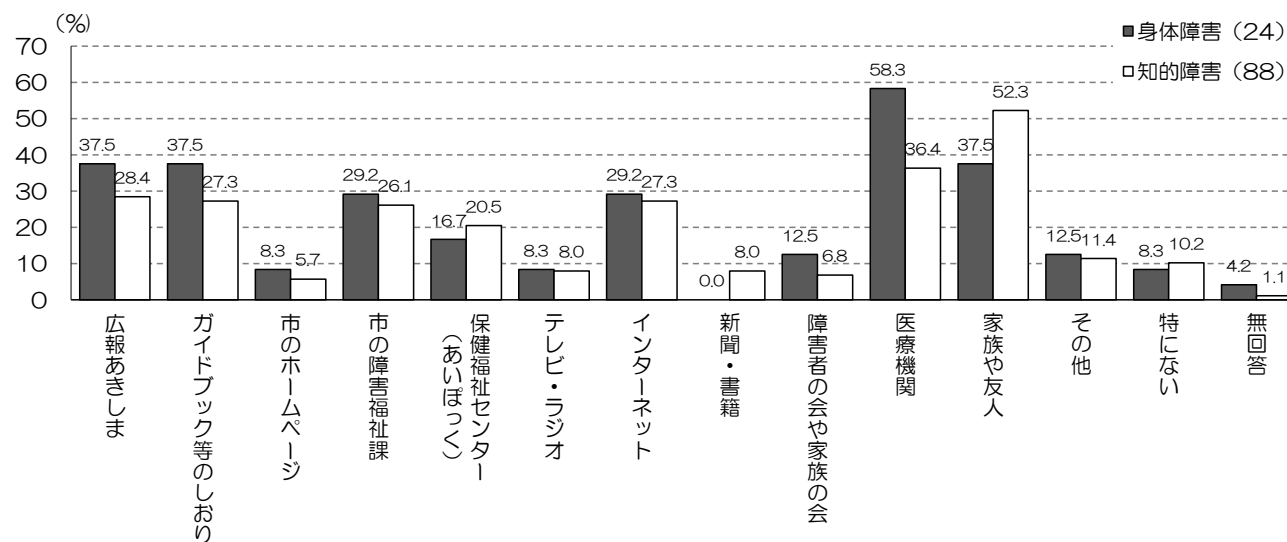
②福祉に関する情報の入手方法

- ・身体障害、知的障害の18歳以上では「広報あきしま」が最も多くなっています。
- ・身体障害の18歳未満では「医療機関」（58.3%）が最も多くなっています。
- ・知的障害の18歳未満では「家族や友人」（52.3%）が最も多くなっています。
- ・精神障害の18歳以上では「医療機関」（38.5%）が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

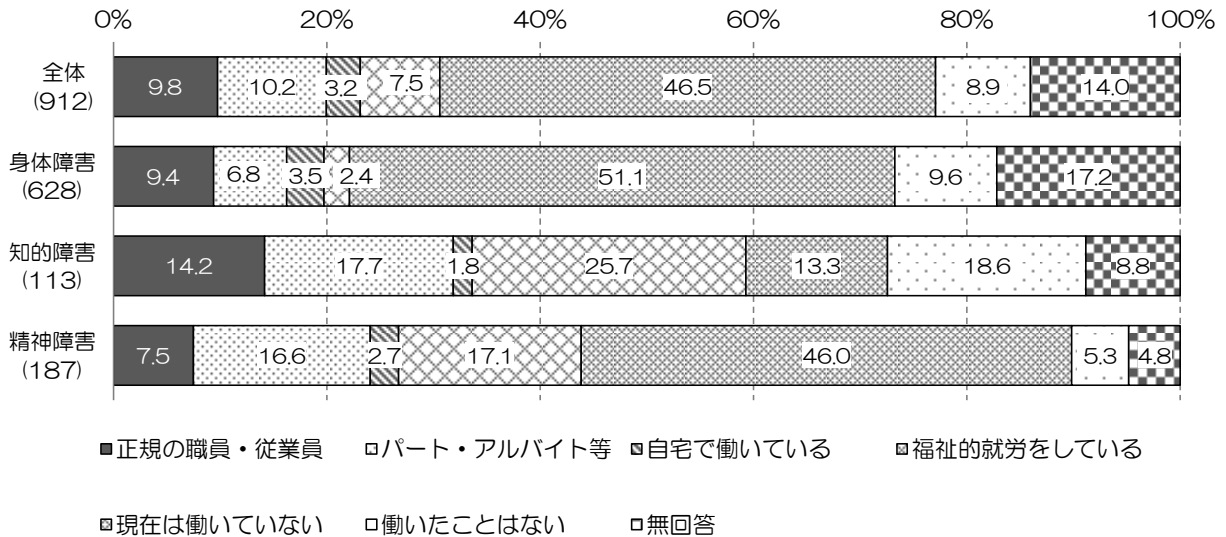


(4) 日中活動や仕事について

①現在の就労状況

- ・身体障害、精神障害では「現在は働いていない」が約半数を占めています。
- ・知的障害では「福祉的就労をしている」(25.7%) が最も多く、「働いたことはない」(18.6%)、「パート・アルバイト等」(17.7%) も他より多くなっています。
- ・精神障害では「福祉的就労をしている」(17.1%)、「パート・アルバイト等」(16.6%) が他より多くなっています。

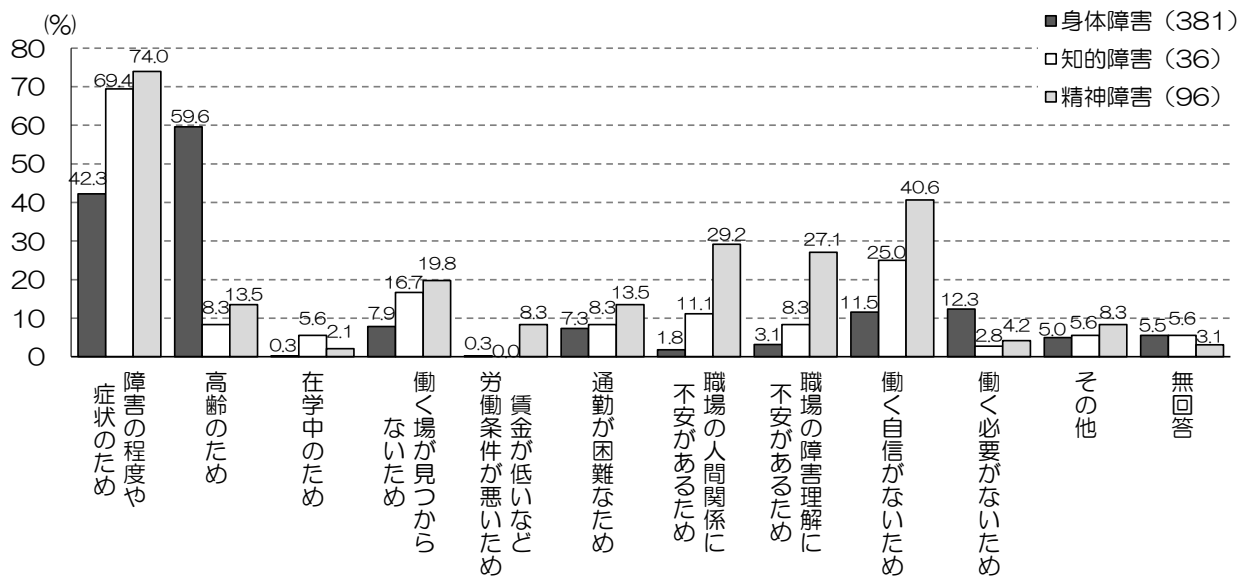
(18歳以上)



②働いていない理由

- ・身体障害では「高齢のため」(59.6%) が最も多く、知的障害と精神障害では「障害の程度や症状のため」がそれぞれ約7割を占めています。

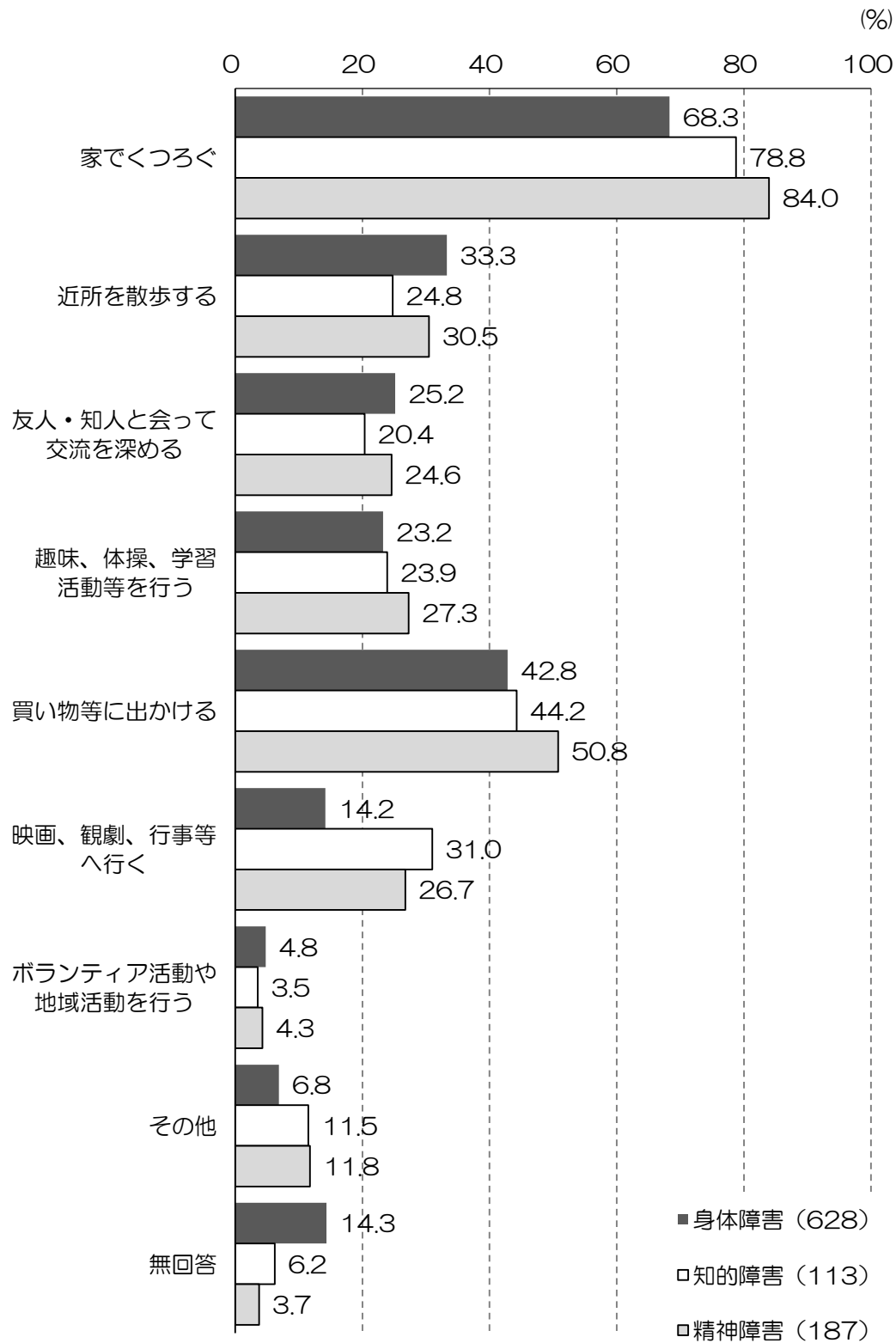
(18歳以上)



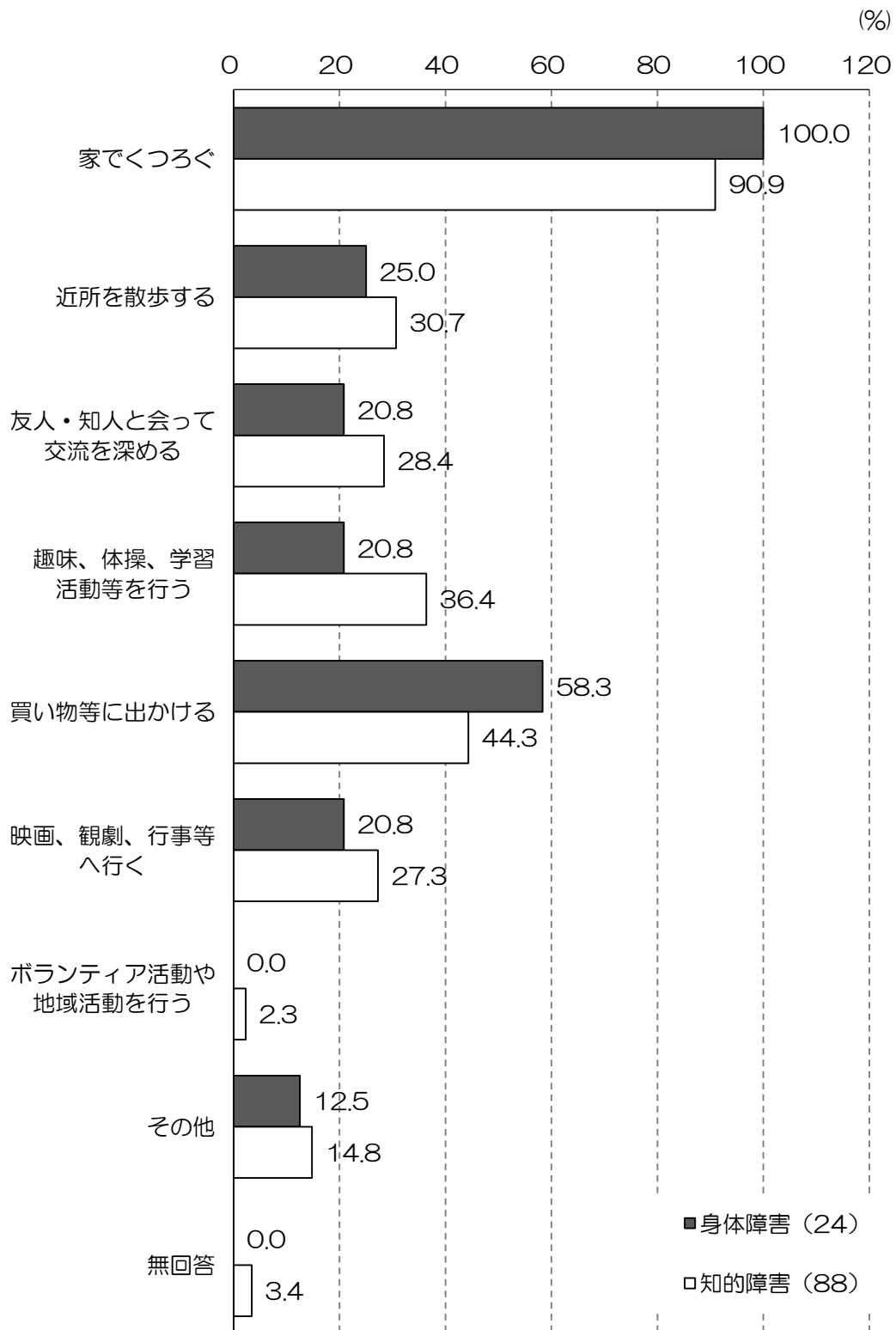
③自由な時間の過ごし方

- 全ての障害で「家でくつろぐ」が最も多く、次に「買い物等に出かける」が4割以上を占めています。

(18歳以上)



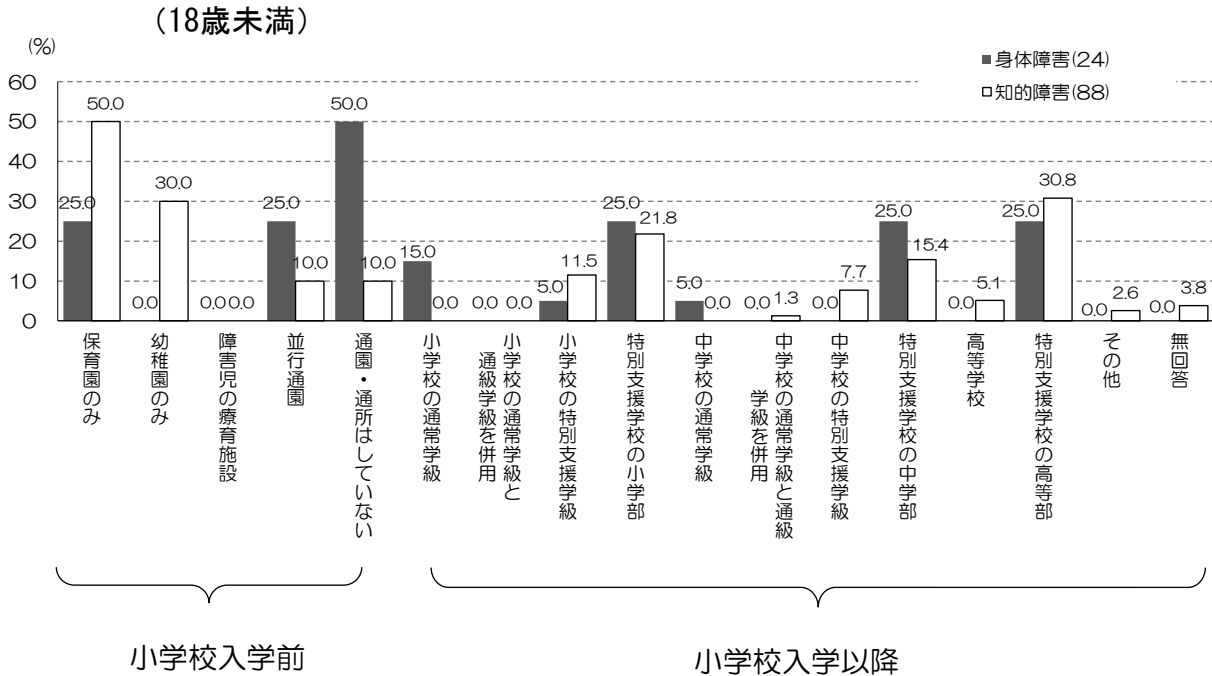
(18歳未満)



(5) 保育・教育・療育について

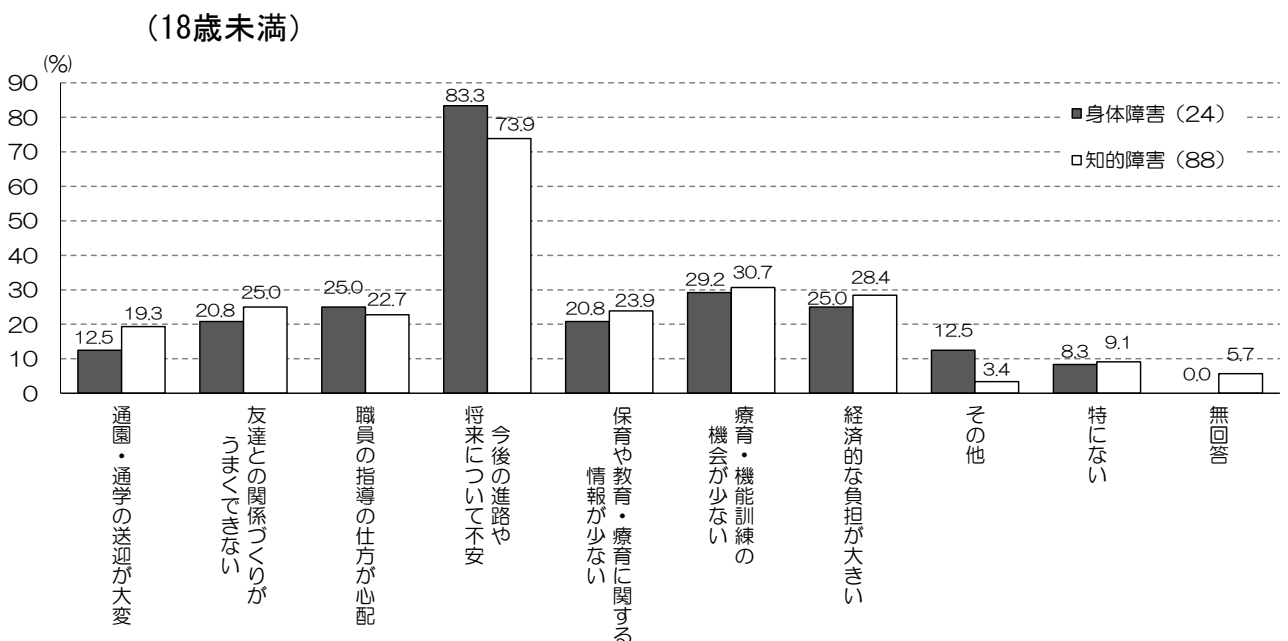
①通園・通学の状況

- ・小学校入学前では、「保育園のみ」と「通園・通所はしていない」が多くなっています。
- ・小学校入学以降では、知的障害において、特別支援学校の高等部が多くなっています。



②通園・通学や学校生活で困っていること

- ・身体障害、知的障害では「今後の進路や将来について不安」が7割以上を占めています。
- ・精神障害では、「友達との関係づくりがうまくできない」、「職員の指導の仕方が心配」、「療育・機能訓練の機会が少ない」（それぞれ66.7%）が多くなっています。

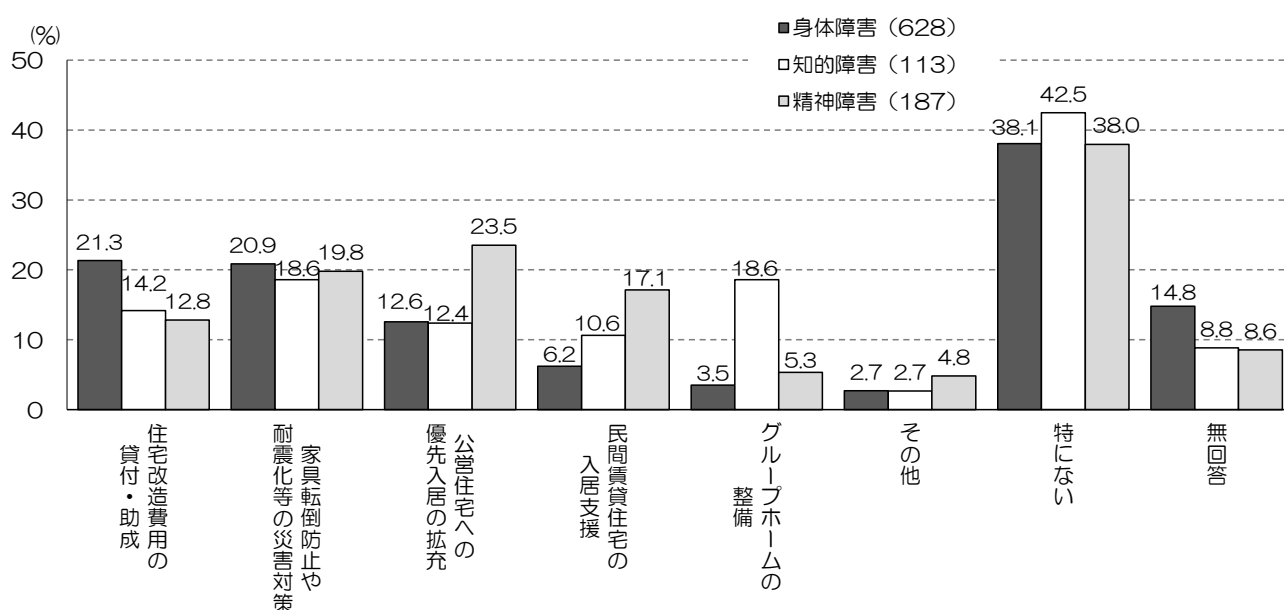


(6) 住まいについて

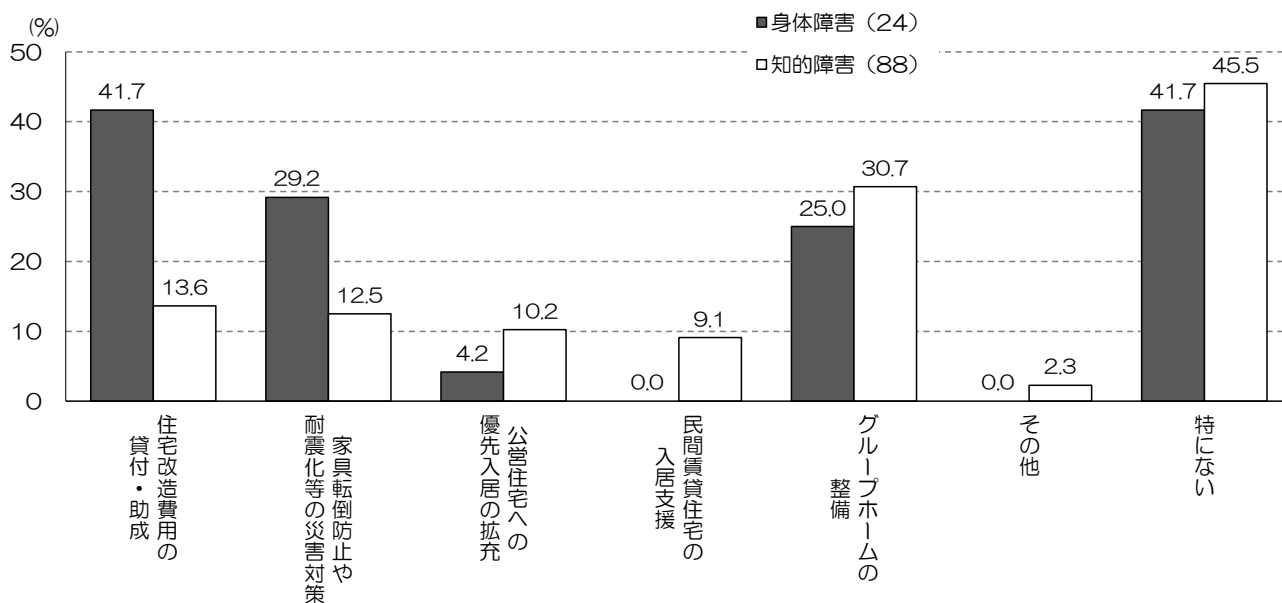
① 住まいに関する必要な支援

- 全ての障害の全ての年齢層で「特にない」が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳以上では「住宅改造費用の貸付・助成」(21.3%)、知的障害では「家具転倒防止や耐震化等の災害対策」(18.6%)、精神障害では「公営住宅への優先入居の拡充」(23.5%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「住宅改造費用の貸付・助成」「特にない」(それぞれ41.7%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「特にない」(45.5%)が他の支援と比べて多くなっています。

(18歳以上)



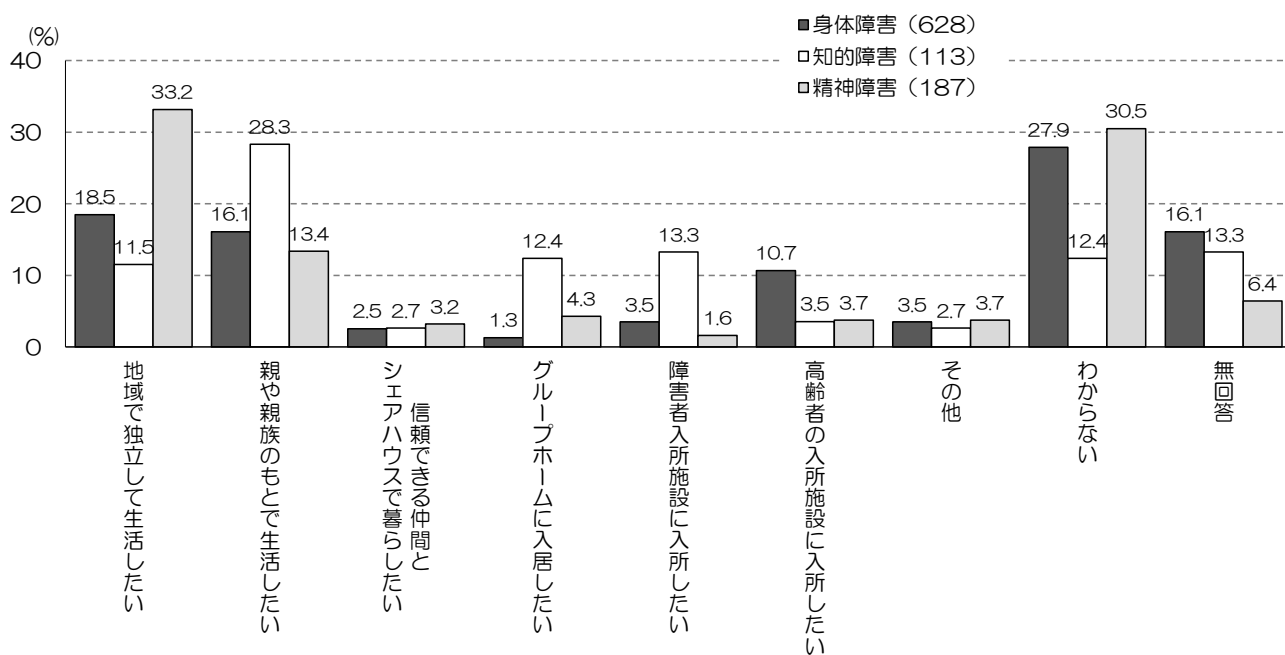
(18歳未満)



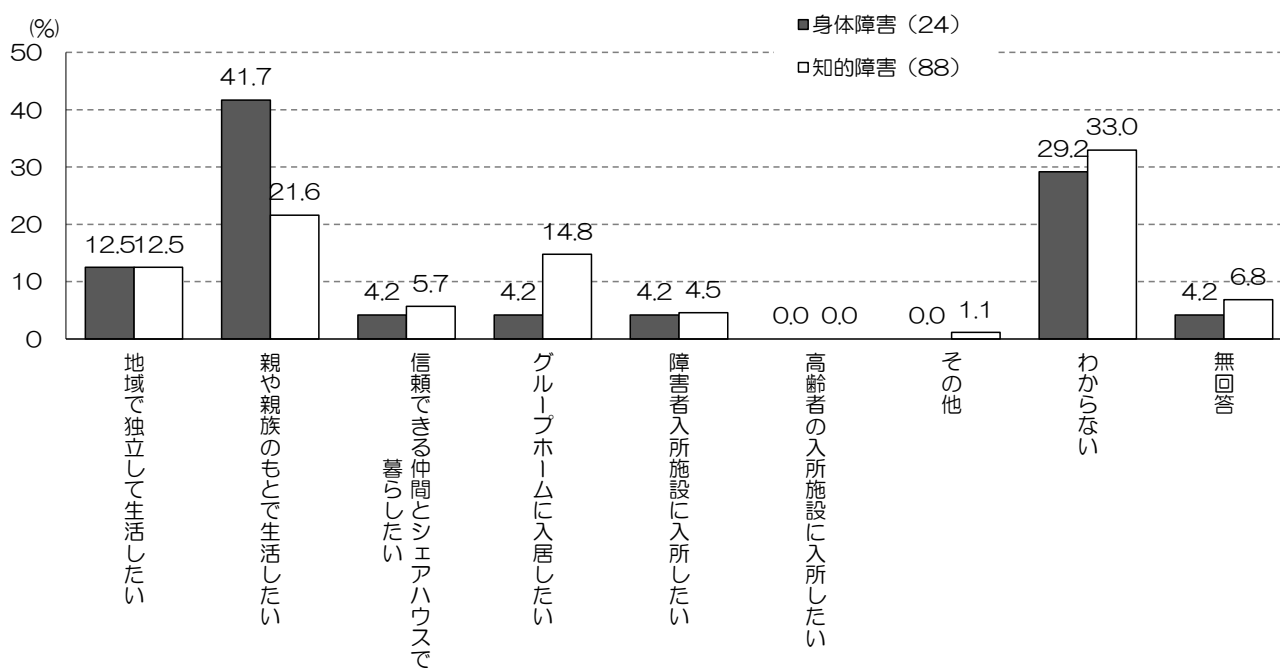
②将来の生活について

- 身体障害の18歳以上では「わからない」(27.9%) が最も多くなっています。18歳未満では「親や親族のもとで生活したい」(41.7%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では、「親や親族のもとで生活したい」(28.3%) が最も多くなっています。18歳未満では「わからない」(33.0%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では、「地域で独立して生活したい」(33.2%) が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

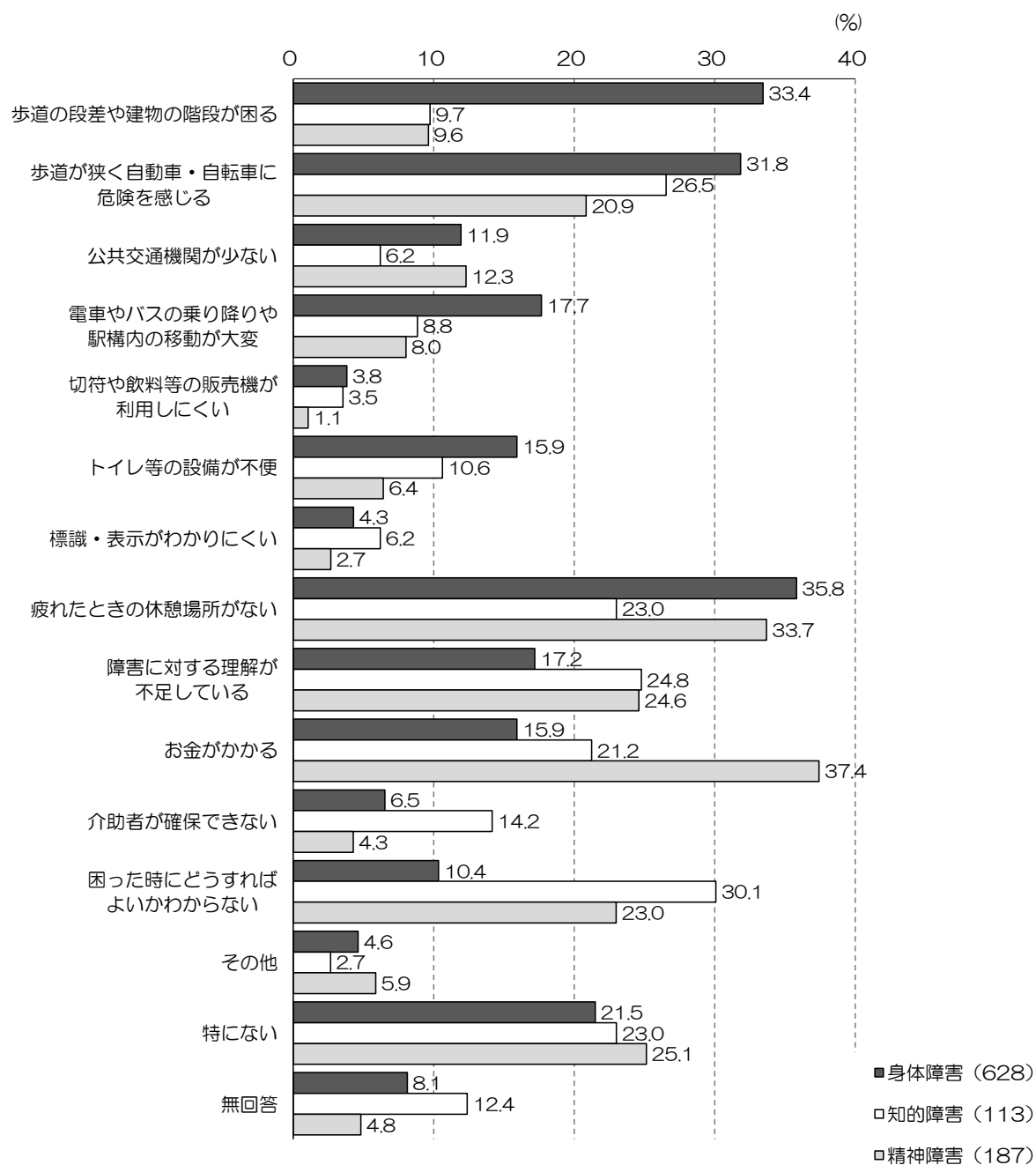


(7) 外出について

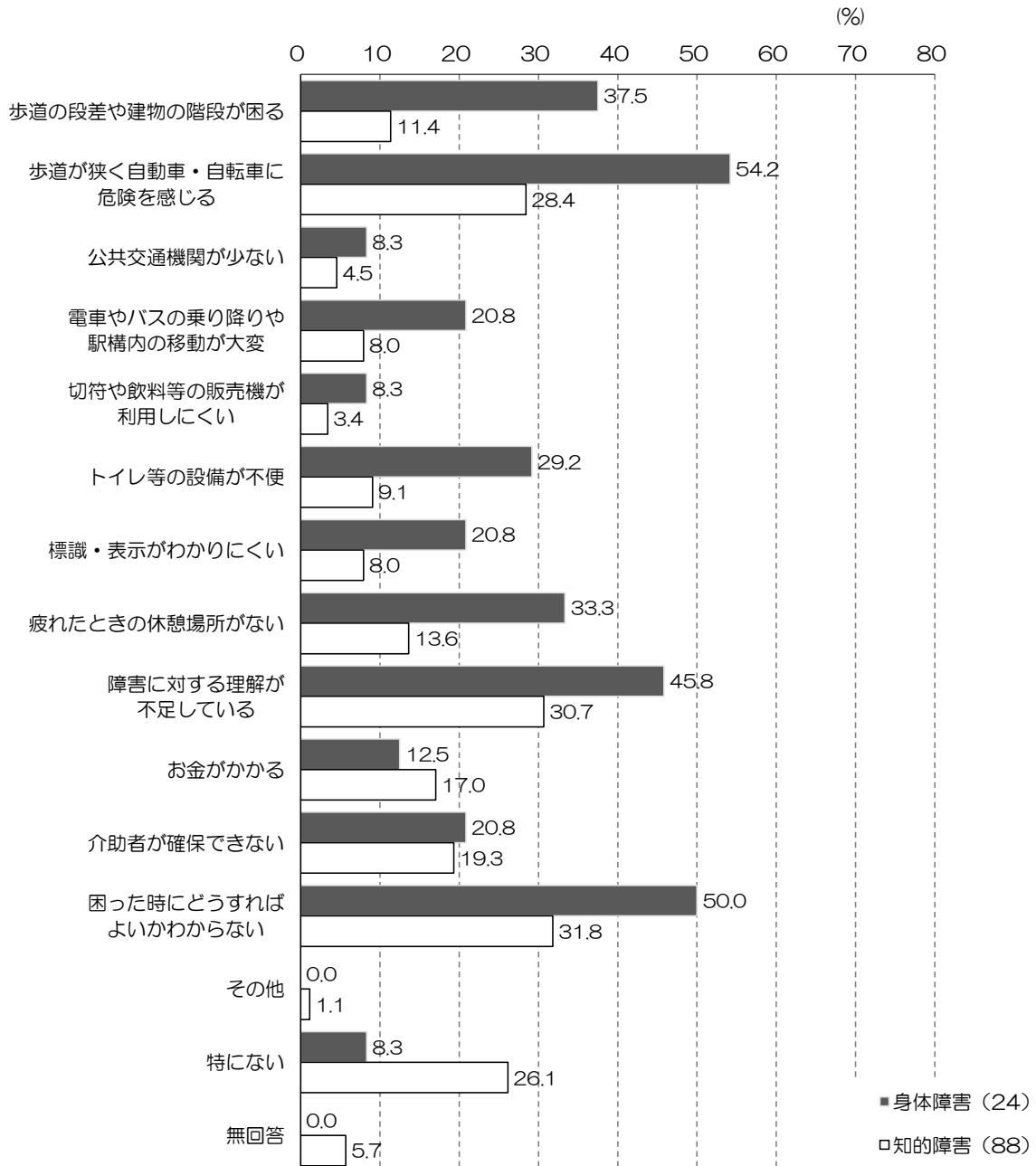
①外出に関して困っていること

- 身体障害の18歳以上では「疲れたときの休憩場所がない」(35.8%)が最も多く、次いで「歩道の段差や建物の階段が困る」(33.4%)となっています。18歳未満では歩道が狭く自動車・自転車に危険を感じる」(54.2%)が最も多くなっています。
- 知的障害ではどの年齢層でも「困った時にどうすればよいかわからない」が最も多く、なっています。
- 精神障害ではどの年齢層でも「お金がかかる」が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

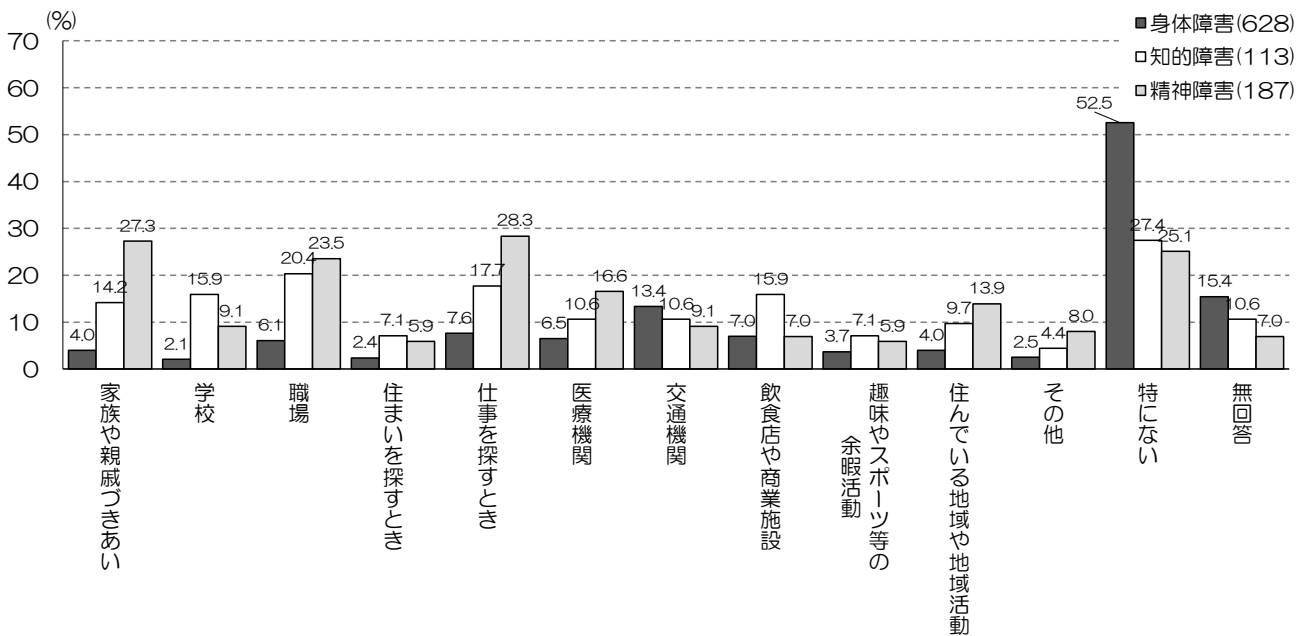


(8) 権利擁護・障害理解について

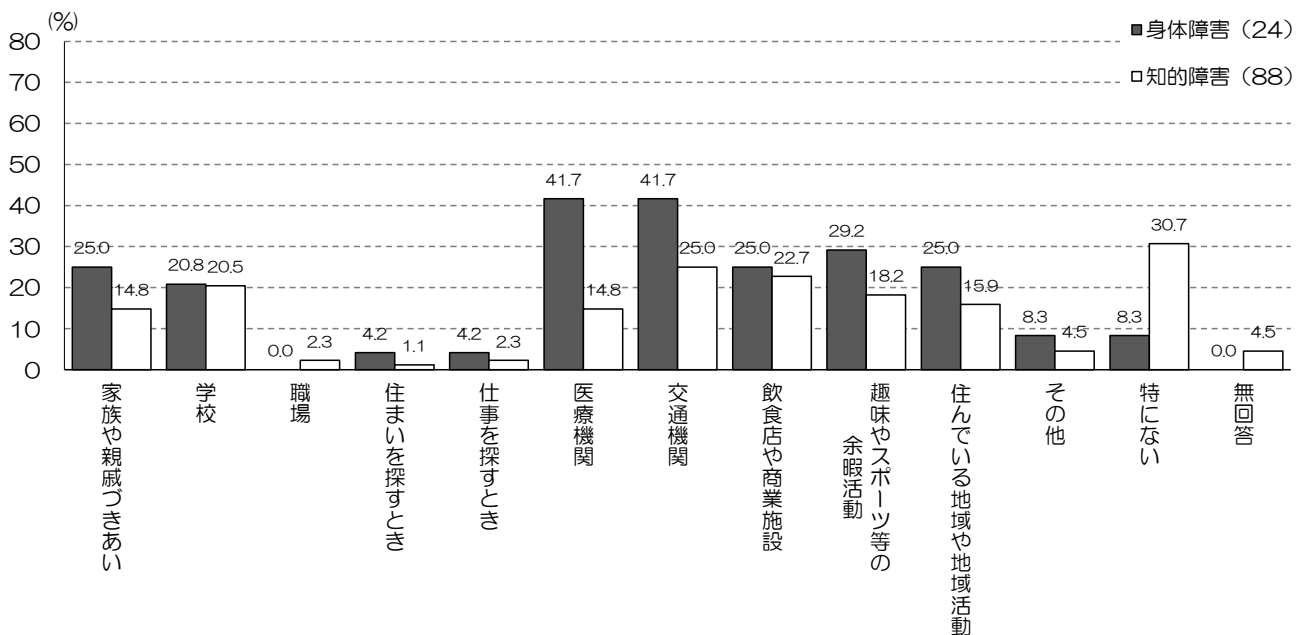
①障害を理由に差別を受けていると感じた場面

- 身体障害および知的障害の18歳以上では「特にない」がそれぞれ(52.5%)(27.4%)と最も多くなっています。精神障害の18歳以上では仕事を探するとき(28.3%)が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「医療機関」「交通機関」(41.7%)が最も多く、知的障害の18歳未満では「特にない」(30.7%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

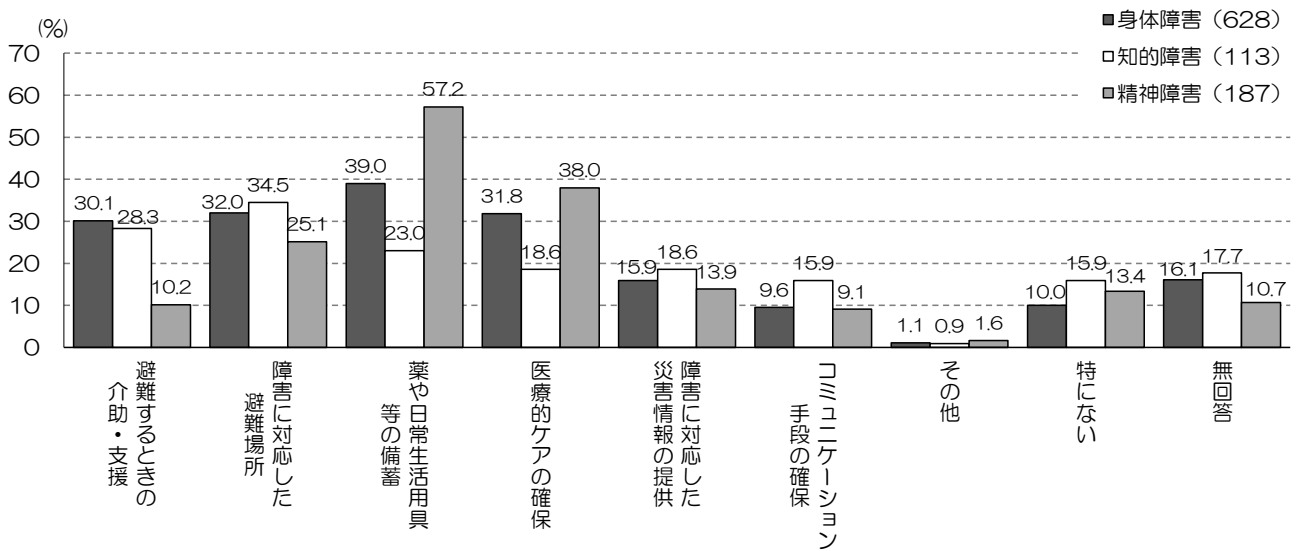


(9) 災害対策について

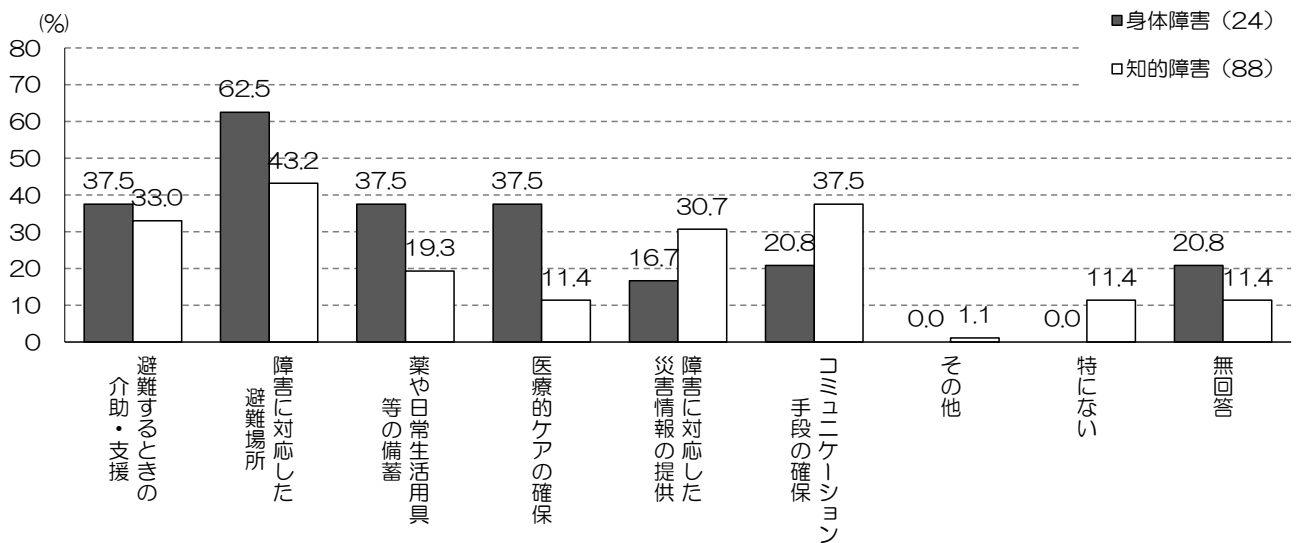
①災害時に必要な支援

- 身体障害の18歳以上では「薬や日常生活用具などの備蓄」、「障害に対応した避難場所」、「医療的ケアの確保」、「避難するときの介助・支援」の順に高く、それぞれ3割以上となっています。18歳未満では「障害に対応した避難場所」（62.5%）が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「障害に対応した避難場所」（34.5%）が最も多くなっています。18歳未満も「障害に対応した避難場所」（43.2%）が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「薬や日常生活用具等の備蓄」（57.2%）が特に多く、次いで「医療的ケアの確保」（38.0%）となっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

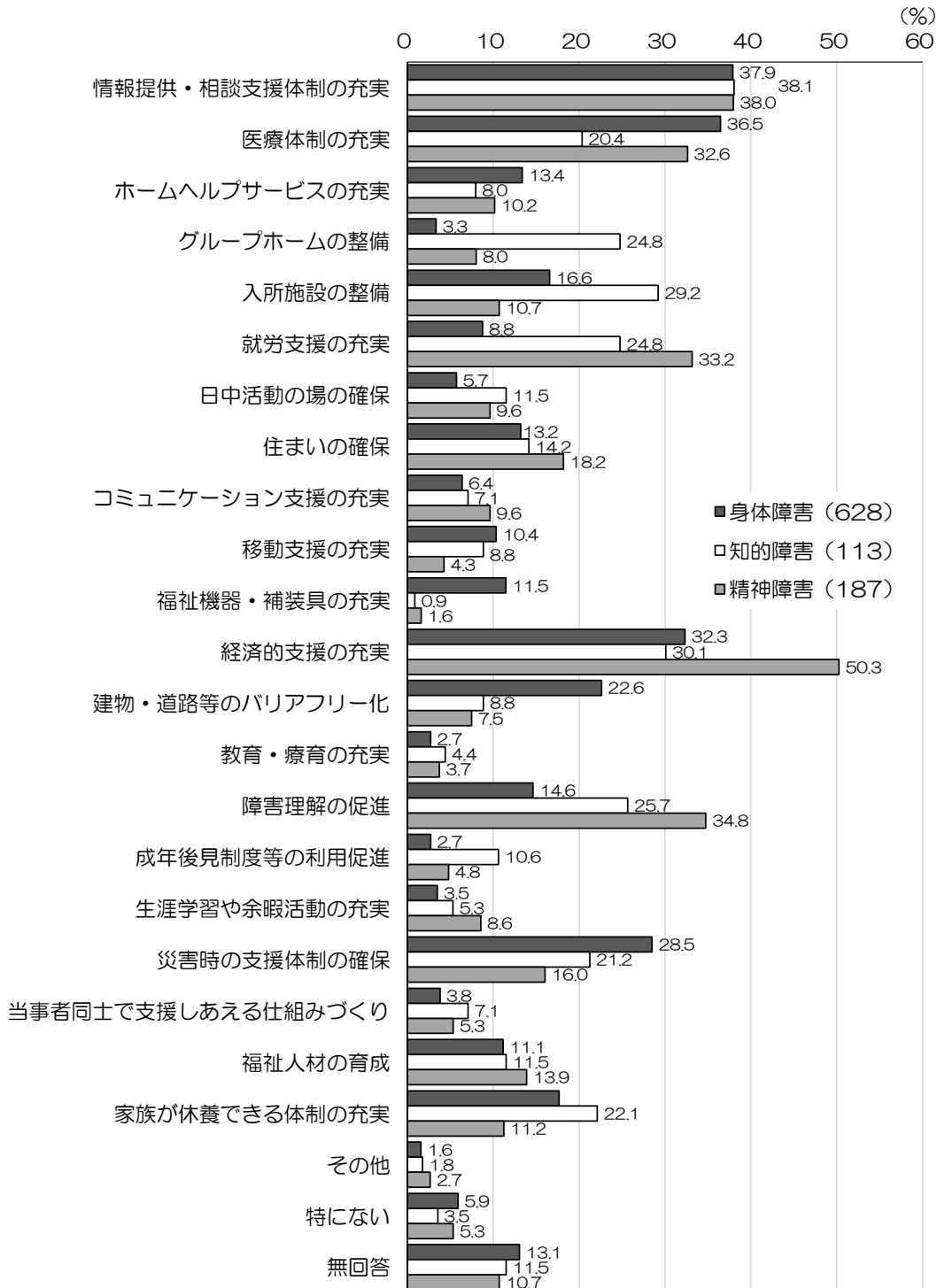


(10) 障害者施策について

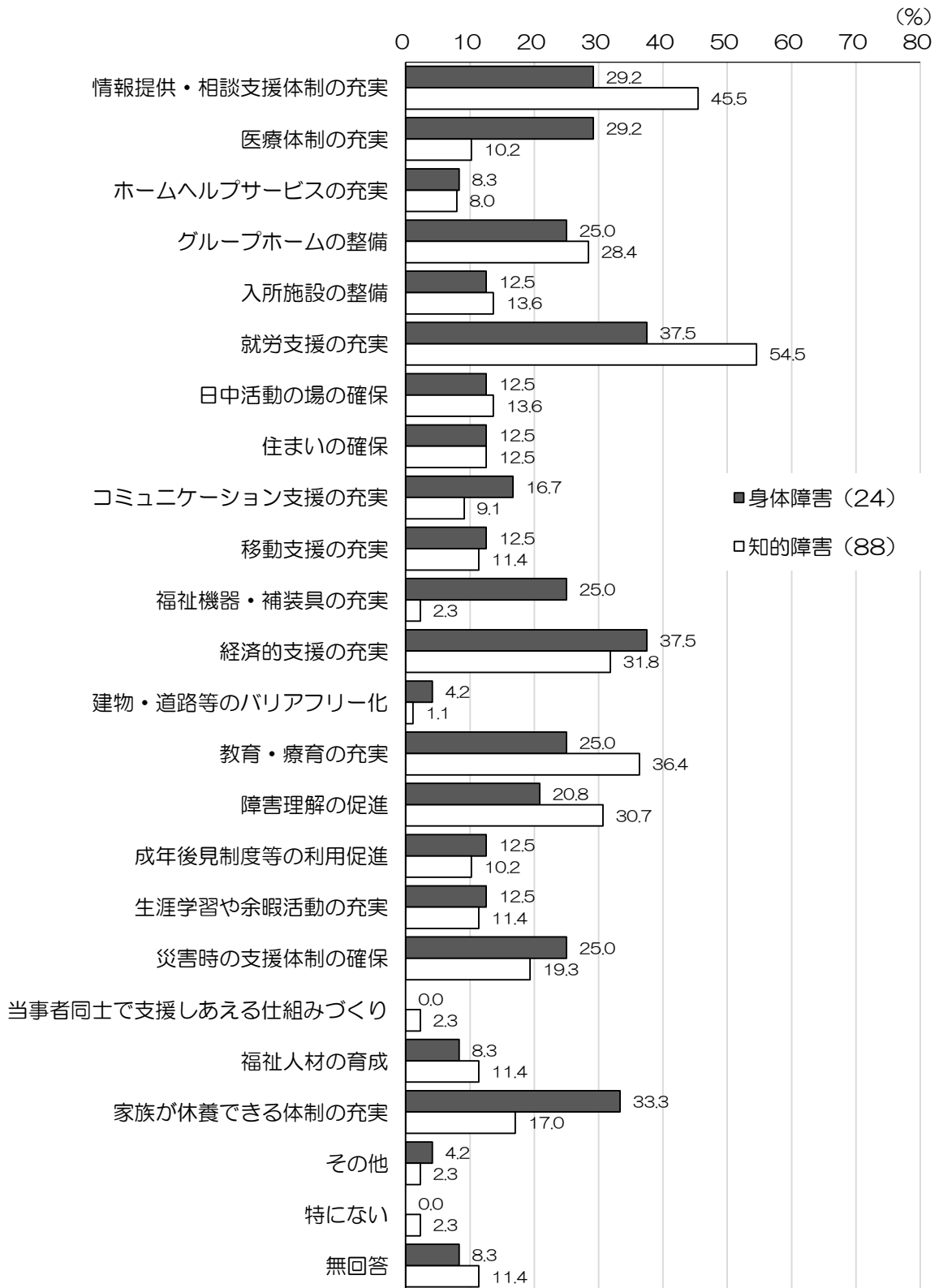
①地域で暮らすうえで市が重点的に取り組むべき施策

- 精神障害の18歳以上では特に「経済的支援の充実」(50.3%)が他と比べて多くなっています。
- 全ての障害の18歳以上では「情報提供・相談支援体制の充実」4割近くを占めています。
- 全ての障害の18歳未満において「就労支援の充実」が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)



第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査

1 調査目的

「第5期昭島市障害福祉計画」の策定にあたって、障害福祉サービス事業所の事業状況や今後の事業展開、福祉に対するご意見やご要望を把握し、今後の障害者施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉サービス事業所（29事業所（配布数 39））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成29年4月～5月

3 調査内容（項目）

①事業所の概要	2問
②事業運営の概要	7問
③サービスの提供	6問
④利用者本位のしくみづくり	5問
⑤自由意見	1問
合 計	21問

4 回収結果

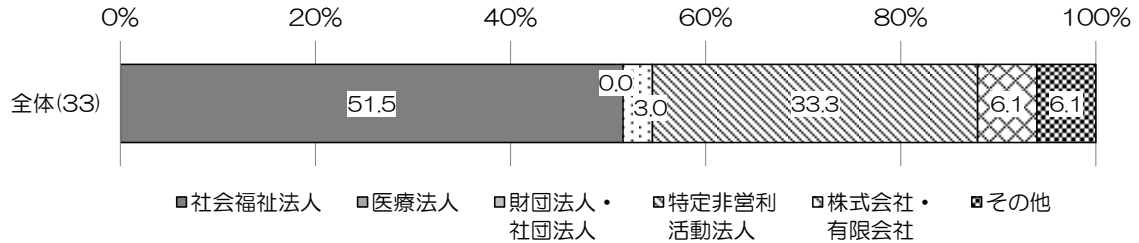
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
39	33	84.6%

5 調査結果のまとめ

(1) 事業所の概要について

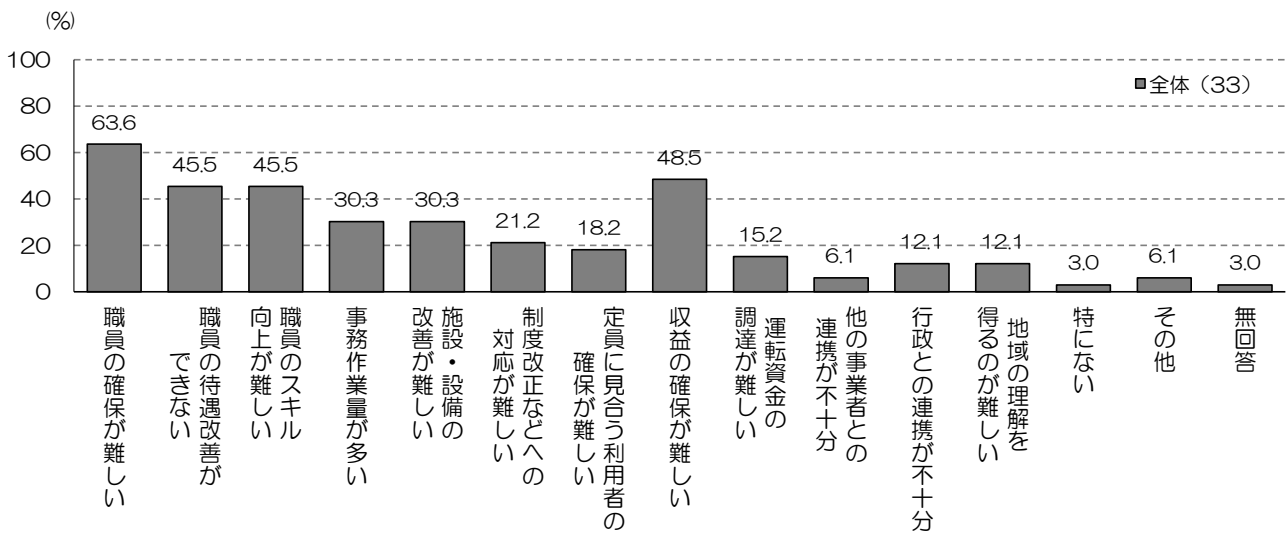
①法人種別

- ・社会福祉法人が全体の半数以上を占めています。



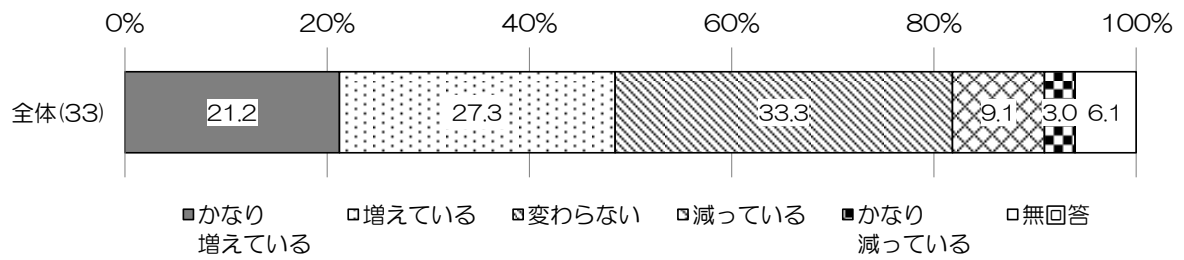
②経営上の問題

- ・「職員の確保が難しい」(63.6%)が最も多く、次いで「収益の確保が難しい」(48.5%)となっています。



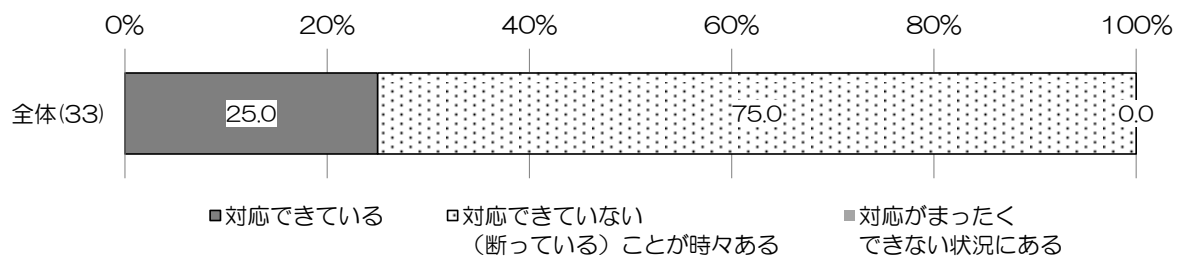
③新規サービス依頼者数の動向

- ・「変わらない」(33.3%)が最も多く、次いで「増えている」(27.3%)、「かなり増えている」(21.2%)となっています。



④新規サービス依頼者数への対応

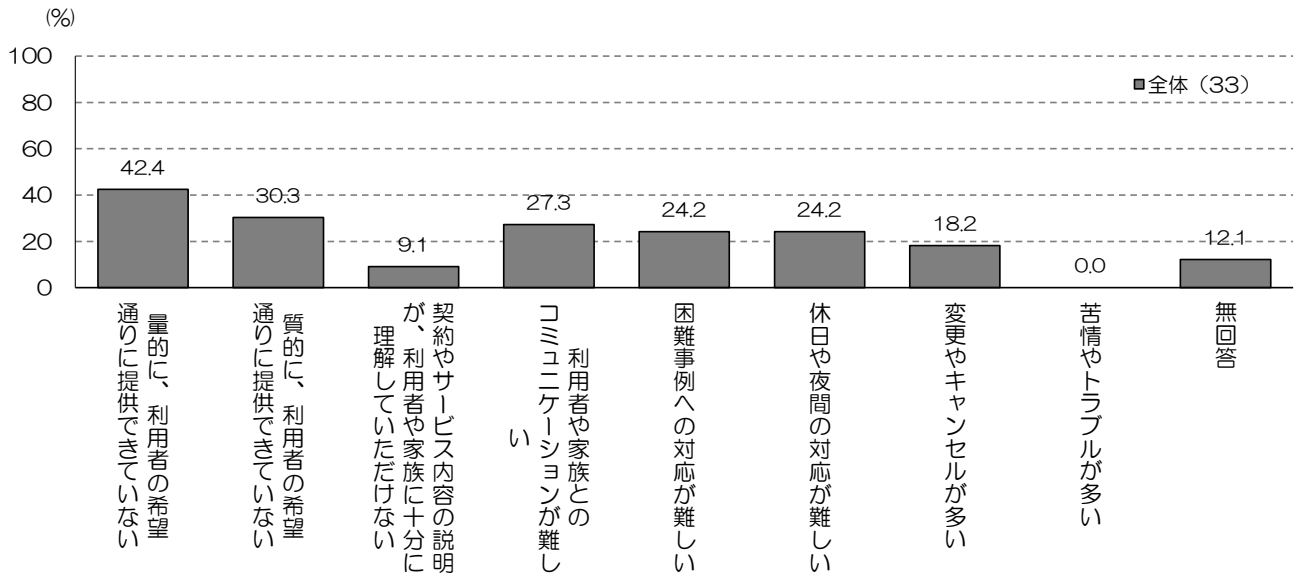
- ・「対応できていない(断っている)ことが時々ある」(75.0)が最も多く、大半を占めています。



(2) サービスの提供について

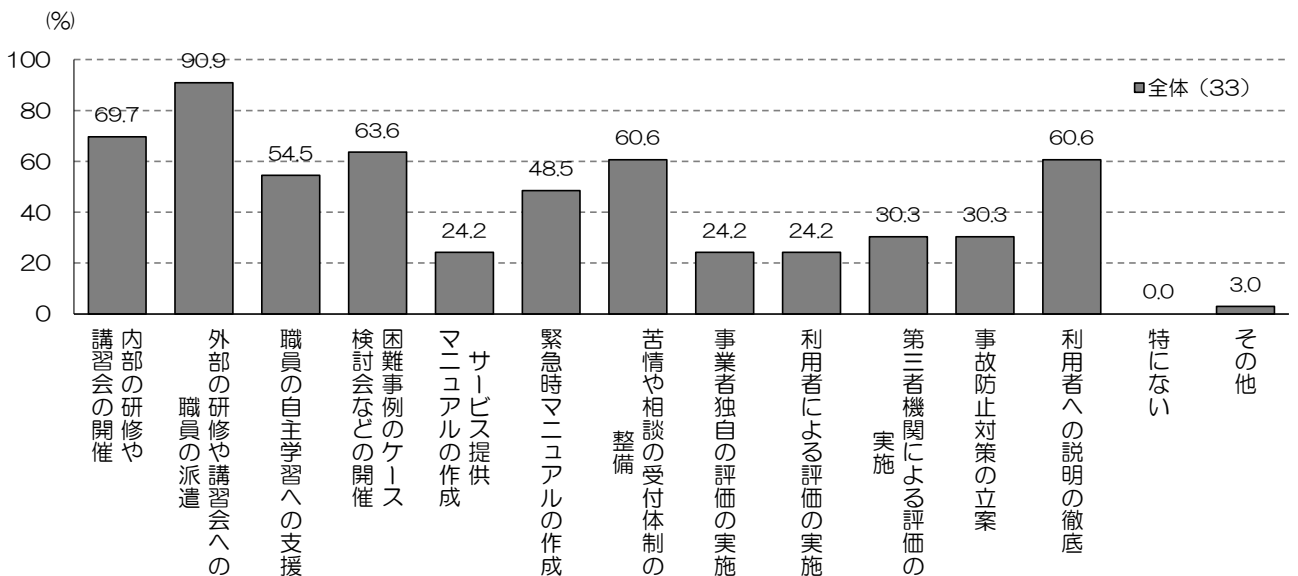
① サービスを提供する上での課題

- ・「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」(42.4%) が最も多く、次いで「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」(30.3%) となっています。



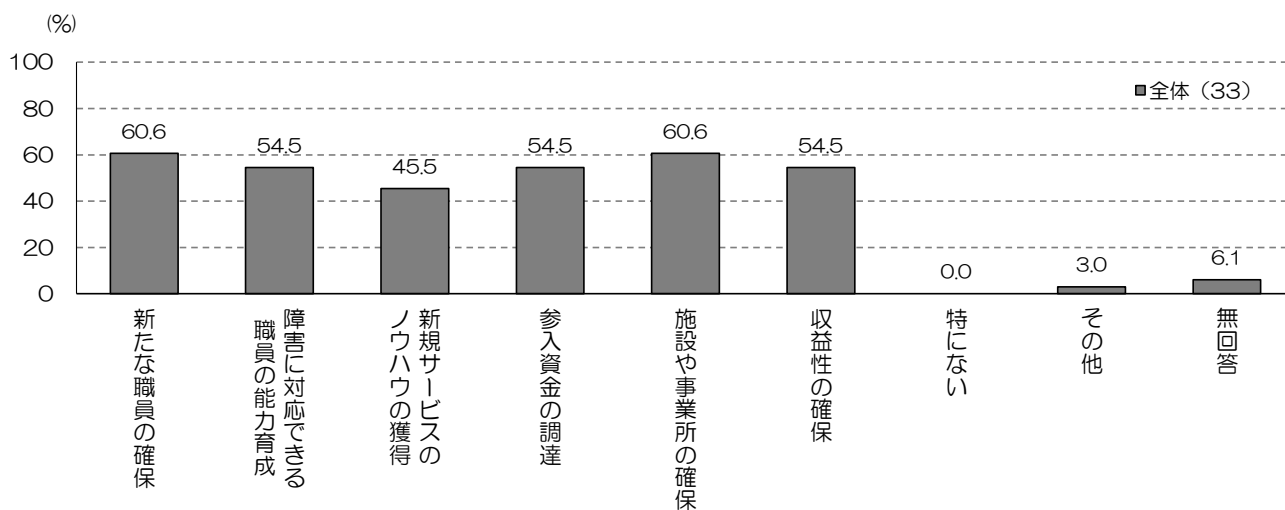
② サービス向上のために行っている取り組み

- ・「外部の研修や講習会への職員の派遣」(90.9%) が最も多く、次いで「内部の研修や講習会の開催」(69.7%) となっています。



③新規サービスに参入する上での課題

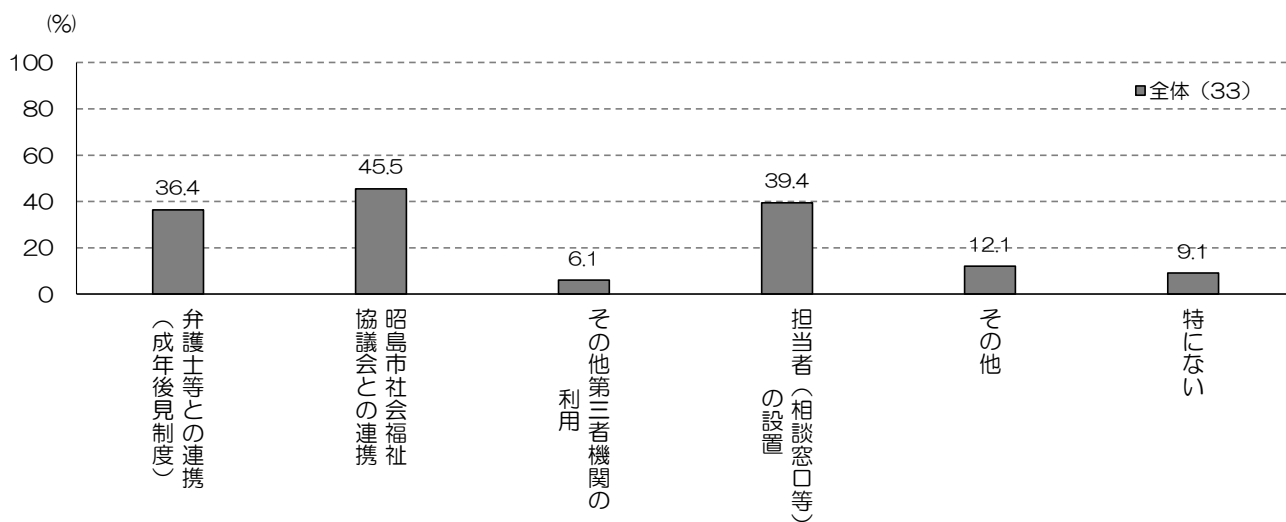
- ・「新たな職員の確保」、「施設や事業所の確保」（ともに60.6%）が最も多く、ほぼ全ての項目で半数以上を占めています。



(3) 利用者本位のしくみづくりについて

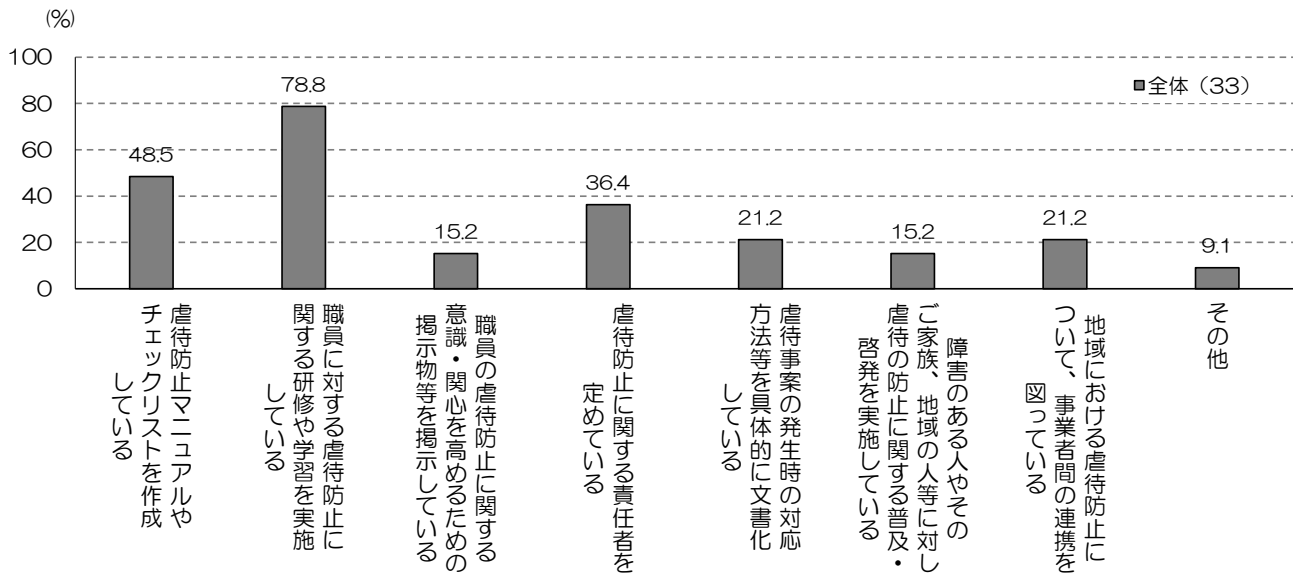
①権利擁護について実施していること

- ・「昭島市社会福祉協議会との連携」（45.5%）が最も多く、次いで「担当者（相談窓口等）の設置」（39.4%）、「弁護士等との連携（成年後見制度）」（36.4%）となっています。



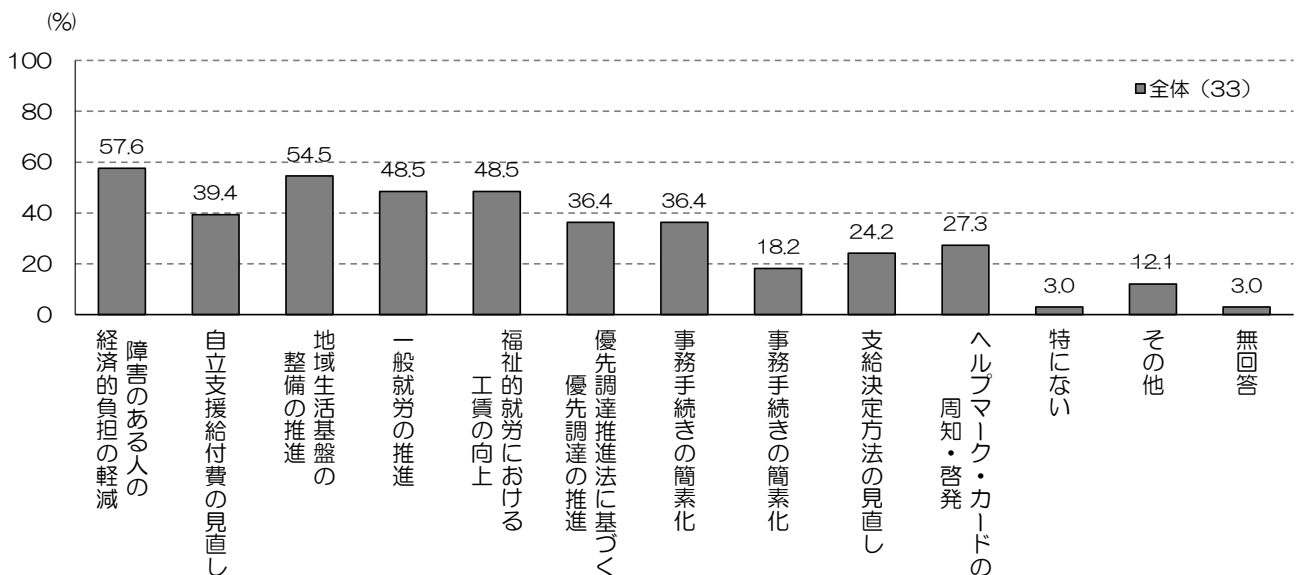
②虐待防止に向けて実施していること

- ・「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」(78.8%) が最も多く、次いで「虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している」(48.5%) となっています。



③今後の障害福祉施策に期待していること

- ・「障害のある人の経済的負担の軽減」(57.6%) と最も多く、次いで「地域生活基盤の整備の推進」(54.5%) となっています。



第3節 障害福祉団体アンケート調査

1 調査目的

「第5期昭島市障害福祉計画」の策定にあたって、障害福祉団体の事業状況や今後の事業展開、福祉に対するご意見やご要望を把握し、今後の障害者施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉団体（8団体（配布数 8））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成29年4月～5月

3 調査内容（項目）

①団体の概要	6問
②障害福祉施策	8問
③自由意見	1問
合 計	15問

4 回収結果

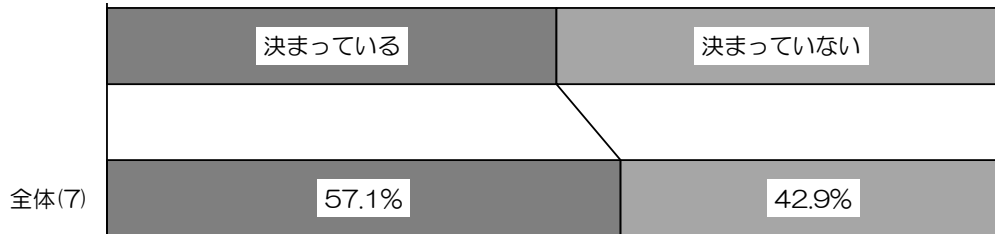
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
8	7	87.5%

5 調査結果のまとめ

(1) 団体の概要について

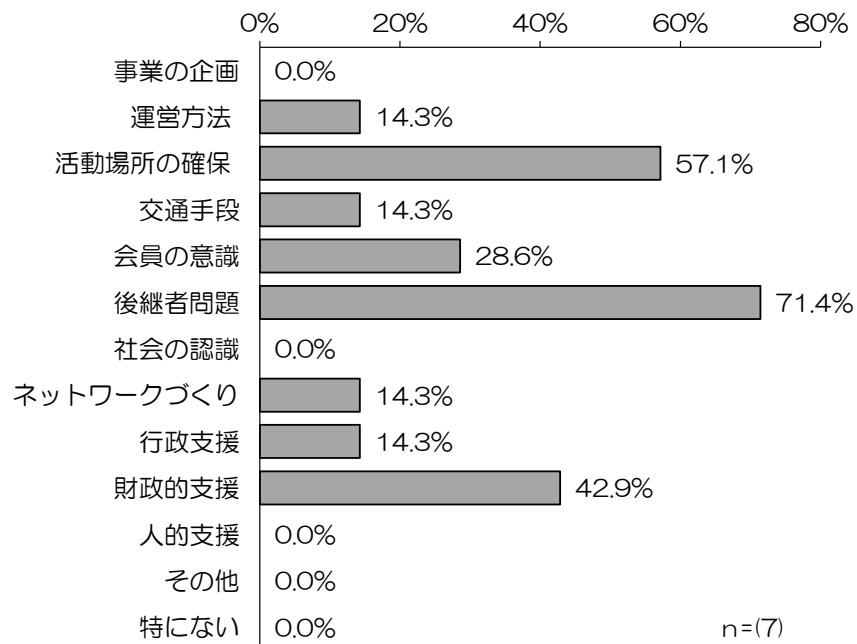
① 主な活動場所

- ・「決まっていない」(42.9%) が4割以上となっています。



② 活動する上で困っていること

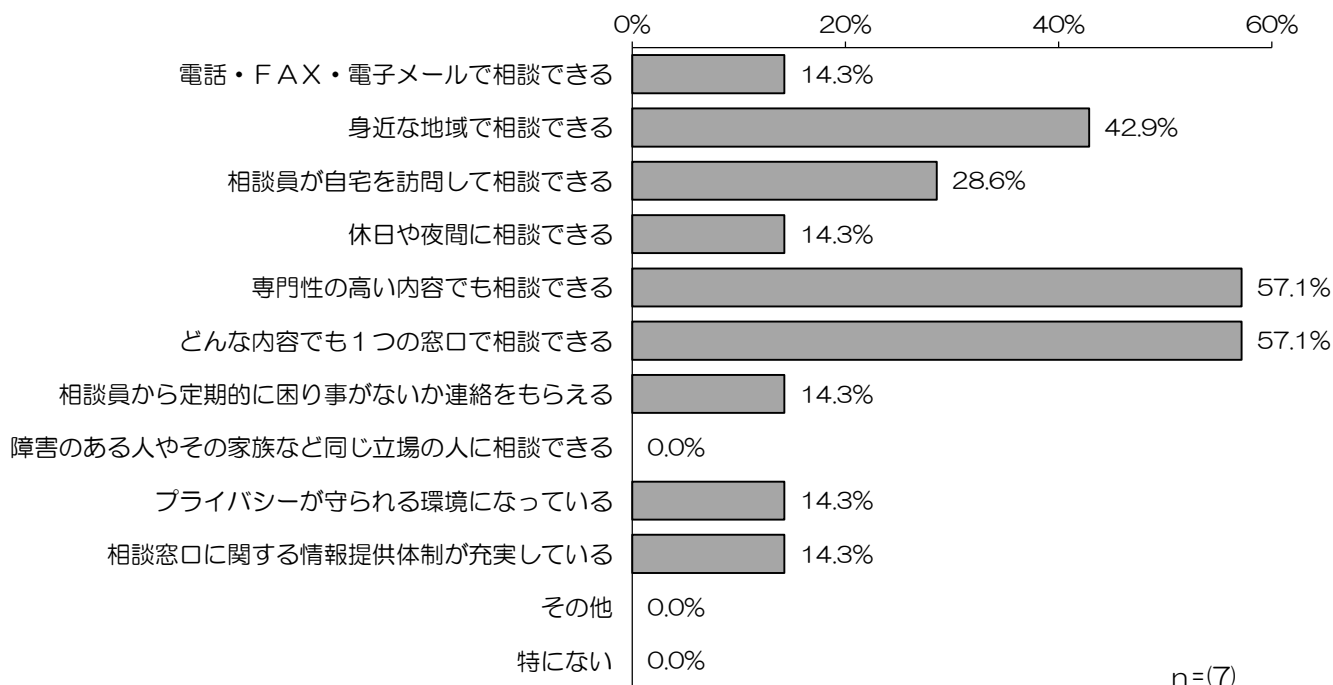
- ・「後継者問題」(71.4%) が最も多く、次いで「活動場所の確保」(57.1%) となっています。



(2) 障害福祉施策について

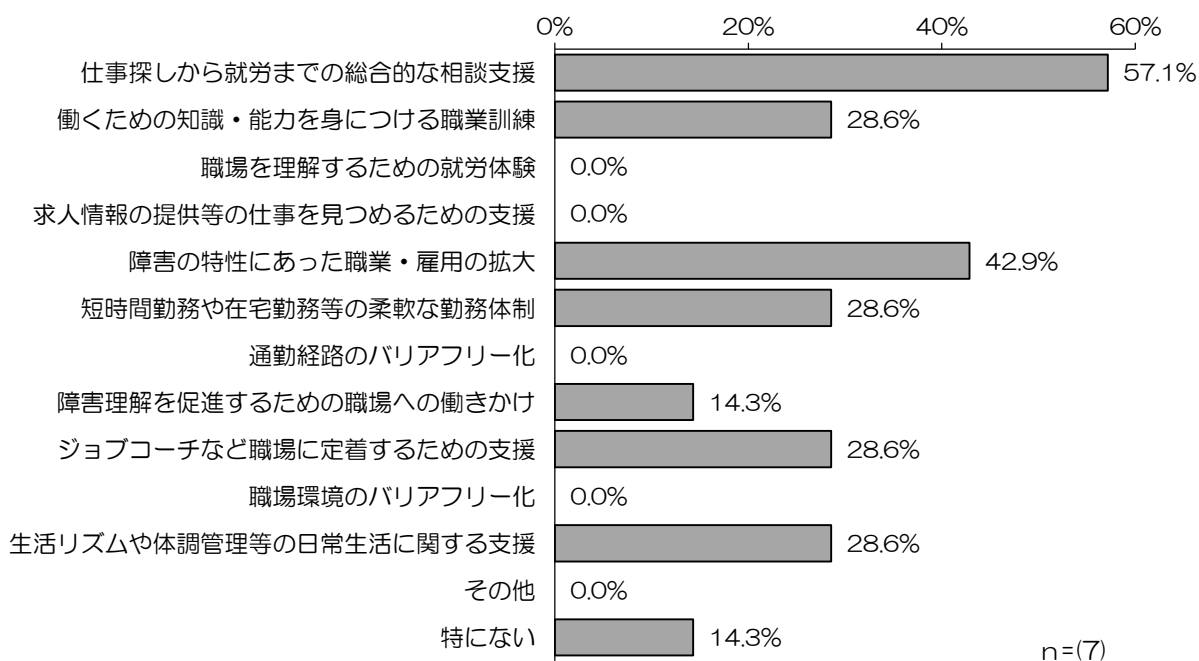
①気軽に相談窓口を利用するために必要なこと

- ・「専門性の高い内容でも相談できる」、「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」がともに57.1%と多く、次いで「身近な地域で相談できる」(42.9%)となっています。



②障害のある人が働くために必要なこと

- ・「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」(57.1%)が最も多く、次いで「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」(42.9%)となっています。



第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果

1 目的

障害アンケートの回答内容を補完することを目的として、障害福祉サービス事業所と障害福祉団体を対象にヒアリングを実施しました。

2 方法

- ・対象者： 昭島市内の障害福祉サービス事業所、障害福祉団体
- ・日時： 平成29年5月30日
第1回 午前10時00分～午前11時30分
第2回 午後 6時30分～午後 8時30分

3 ヒアリング内容

- ①アンケートの質問内容に関する事項
- ②その他要望等

4 参加事業所・団体数

区分	事業所	団体	計
第1回	7	1	8
第2回	5	5	10

5 ヒアリング結果のまとめ

ヒアリングにおける、主な内容は以下のとおりです。

《苦情対応に関すること》

- ・日々の細かい苦情には、早期の訪問対応や、職員の話し合い等で対応
- ・組織内で苦情解決のシステムや、第三者委員会の選出等の体制を整備

《障害者差別解消法に関すること》

- ・関連機関と連携した研修や勉強会などの取り組みを実施
- ・合理的配慮を意識した現場づくりや検証の実施
- ・障害者差別解消法について、一般の方にも理解してもらえるような機会が必要

《相談に関すること》

- ・相談から他の支援に繋げるケース等もあり、多くの人手が必要
- ・24時間の相談支援体制の実現が必要

《人手に関すること》

- ・相談支援の充実に向けた人材確保と財源の充実が必要
- ・ヘルパーなどの人手を確保することが難しく、ニーズに対応した支援が困難
- ・昭島市主催の研修を行うなど、人材の育成と質の向上が必要

《資金・サービス単価に関すること》

- ・ 移動支援のサービス単価が低く、事業運営の継続が困難
- ・ 施設利用者は増えているが、売り上げが伸びず、工賃アップへの取組が困難

《施設等の整備に関すること》

- ・ グループホームの整備が必要だが、予算や条件にあう場所が見つからない。
- ・ サービスを提供するための施設整備や、事業所として利用できる場所がほしい。
- ・ 主に精神障害の方の短期入所施設の整備の検討

《研修に関すること》

- ・ 強度行動障害について、支援者養成研修を受講することがヘルパーの必須条件となるが、それについて都から事業所への通知を出してほしい。
- ・ 研修や制度変更がある際には、昭島市で説明や意見交換の場を設けてほしい。
- ・ 行政が主催の研修は集まりが良いため、人手不足解消のためにも実施してほしい。

《就労機会に関すること》

- ・ 優先調達法も踏まえて、就労機会の確保に配慮してほしい。
- ・ 特別支援学校を卒業した後の行き場を確保するためにも、就労の場が必要である。
- ・ 工賃アップや働きたいニーズに応えるためにも、作業の確保が必要である。
- ・ 販売を通じて障害者理解が進むことも期待できるため、昭島市からも販売機会をいただきたい。
- ・ 共同受注により、工賃はやや上がり、仕事を得る機会や情報も増えた。

《理解・啓発に関すること》

- ・ 聴覚障害者理解に向けて、手話講習会とあわせて色々な機会を設けてほしい。
- ・ 市の職員にも現場をみていただき、障害者理解に向けて連携した取り組みを行いたい。

《その他》

- ・ ライフステージ別の支援を一目で把握でき、将来の見通しが持てるようなシステムがあると良いのではないかと。
- ・ 一般に開かれたサロンのような活動を通じて、理解促進や保護者同士の繋がり、地域との繋がりを持てるような活動を行いたい。
- ・ 市内企業で就職や実習を受け入れてもらえるよう、人的、物理的な環境づくりを行ってほしい。
- ・ 施設利用者の移動手段（バスなど）を確保したい。
- ・ 災害時に利用できる非常用電源を確保してほしい。
- ・ 重症心身障害児・者への対応ができる体制の整備が必要である